

第 4 期越谷市教育振興基本計画 (素案)

令和〇年〇月

越谷市・越谷市教育委員会

ごあいさつ

越谷市長

ごあいさつ

越谷市教育委員会

目次

第1編 総論.....	1
第1章 はじめに.....	2
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画期間.....	5
第2章 基本理念・基本目標.....	6
1. 基本理念.....	6
2. 3つの視点.....	7
3. 3つの基本目標.....	8
第3章 今日の教育を取り巻く社会の動向.....	9
第4章 取り組みにおける成果と課題 ～第3期計画の検証～.....	24
基本目標1 生きる力を育む学校教育を推進する.....	25
基本目標2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する.....	37
基本目標3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる.....	41
第5章 施策の体系.....	45
第2編 各論.....	50
第1章 施策の展開.....	51
基本目標1 生きる力を育む学校教育を推進する.....	53
基本目標2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する.....	78
基本目標3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる.....	88
第2章 市民団体等との連携による教育に関する取り組み.....	95
第3章 こども・若者の意見反映に関する取り組み.....	99
1. 小中学生アンケート.....	99
2. 若者まちづくり懇談会.....	103
第3編 まとめ.....	106
第1章 計画の推進.....	107
1. 計画の進行管理、点検・評価.....	107
2. 指標一覧.....	108
資料編.....	113
第4期越谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱.....	114
第4期越谷市教育振興基本計画策定検討部会設置要綱.....	115
第4期越谷市教育振興基本計画策定委員会名簿.....	116
第4期越谷市教育振興基本計画策定検討部会名簿.....	116
第4期越谷市教育振興基本計画策定事務局名簿.....	117
策定体制等.....	118
策定経過.....	119
用語説明.....	121
市の憲章と各種宣言.....	130

第1編 総論

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

教育は、教育基本法において「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されており、これらは将来の予測が困難な時代においても変わることのない普遍的な目的です。

一方で、第3期越谷市教育振興基本計画（以下「第3期計画」という。）期間中（令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで）には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代を象徴する事態が生じ、生活や学習環境等に様々な変容がもたらされました。さらに、少子高齢化やグローバル化、急速な技術革新の進展など、社会が大きく転換している中、これからの社会を担っていく子どもたちをはじめ、市民一人ひとりが豊かな人生と持続可能な社会を維持・発展させていく創り手となることをめざすために、教育の果たす役割はますます重要となっています。

本市では、第3期計画において「生涯学習社会の実現をめざして」という基本理念のもと、学校教育、生涯学習および生涯スポーツの3つの視点に立ち、教育の振興に取り組んできました。

変化の激しい社会において、一人ひとりが豊かな人生を送り、持続可能な社会の創り手となるためには、継続して教育行政を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

そこで、教育を取り巻く社会の動向や第3期計画の成果と課題を踏まえるとともに、国や埼玉県教育振興基本計画を参酌しながら、今後5年間の本市教育の目標と取り組むべき施策を体系化した第4期越谷市教育振興基本計画（以下「第4期計画」という。）を策定しました。

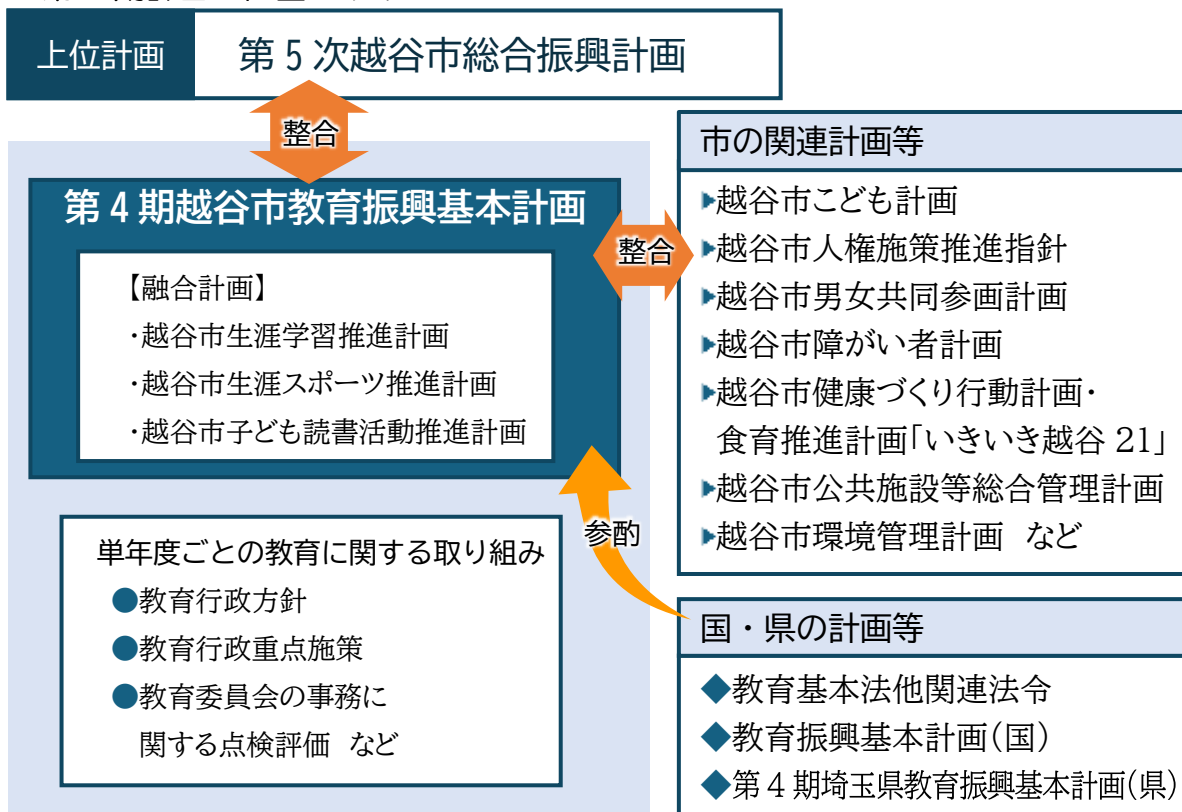
2. 計画の位置づけ

本市では、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、令和3年（2021年）4月に最上位計画である「第5次越谷市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）基本構想」を策定し、令和12年度（2030年度）を目標年度とした本市の将来像を定め、それを実現するための6つの「まちづくりの目標」を示しています。そのうちのひとつとして、教育に関する分野は、「みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり」として位置づけています。令和●年（202●年）●月には、総合振興計画後期基本計画を策定し、この「まちづくりの目標」を達成するための分野別計画として、教育、生涯学習・文化、スポーツ・レクリエーションの項目ごとに施策の方向性等を示しています。

越谷市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の趣旨を踏まえ、総合振興計画と整合を図り、教育分野における総合計画として策定しています。

第4期となる本計画では、本市の教育のめざすべき姿を掲げ、その具現化に向けてどのように教育を振興していくかを明らかにしています。

■第4期計画の位置づけイメージ



また、総合振興計画では、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を踏まえ、横断的に取り組むべき地域課題の解決を図り、まちづくりを進めることを特徴の一つとしています。第4期計画においても、17のゴールのうち目標4「質の高い教育をみんなに」を中心に関連するゴールを踏まえて策定しています。

■SDGsの17のゴール



出典：国際連合広報センター

3. 計画期間

計画期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。

第 3 期計画は、本市教育の今後の 10 年を見据えたうえで、その前期 5 年間に取り組む施策について体系化しました。今回策定する第 4 期計画では、第 3 期計画の成果や課題等を踏まえ、後期 5 年間に取り組む施策について体系化します。

■越谷市教育振興基本計画および主要計画の計画期間一覧表

(年度)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
第 5 次 越谷市総合振興計画	基本構想：R3～R12（10 年間）									
基本計画	前期					後期				
実施計画	第 1 期					第 1 期				
			第 2 期					第 2 期		
越谷市教育振興基本計画 （5 か年計画）	第 3 期					第 4 期				
埼玉県教育振興基本計画 （5 か年計画）	第 3 期		第 4 期							
国の教育振興基本計画 （5 か年計画）	第 3 期		第 4 期							

第2章 基本理念・基本目標

1. 基本理念

生涯学習社会の実現をめざして

～いきいきとだれもが夢に向かって輝く越谷教育～

近年の教育を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少、急速なグローバル化、地球規模での環境問題、こどもの貧困、地域とのつながりの希薄化といった課題に加え、激甚化・頻発化する自然災害や国際情勢の不安定化など、将来の予測がさらに困難な時代となっています。変化の激しい社会を生き抜くため、教育には、基礎的・基本的な力とともに、変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、さらには、豊かな人間性や社会性などを育むことが求められています。また、人生 100 年時代をより豊かに生きていくためには、だれもが自己の人格を磨き、自分らしく生きがいのある人生を送ることができる社会環境づくりが重要となります。

さらに、だれもが幸せや生きがいを感じ、地域や社会が持続的に良い状態となるよう、教育を通じてウェルビーイング(Well-being)を向上させるとともに、生涯にわたり学んだ成果を地域社会や次世代に受け継いでいくことが大切です。

そこで、第 4 期計画では、第 3 期計画に引き続き、「生涯学習社会の実現をめざして～いきいきとだれもが夢に向かって輝く越谷教育～」を基本理念として掲げ、学校教育においては「生きる力」の基盤を育むとともに、生涯学習および生涯スポーツにおいては、生涯にわたり学んだ成果を地域社会に還元できるような「循環型生涯学習社会」の実現をめざし、教育行政を推進していきます。

コラム ウェルビーイング(Well-being)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含みます。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

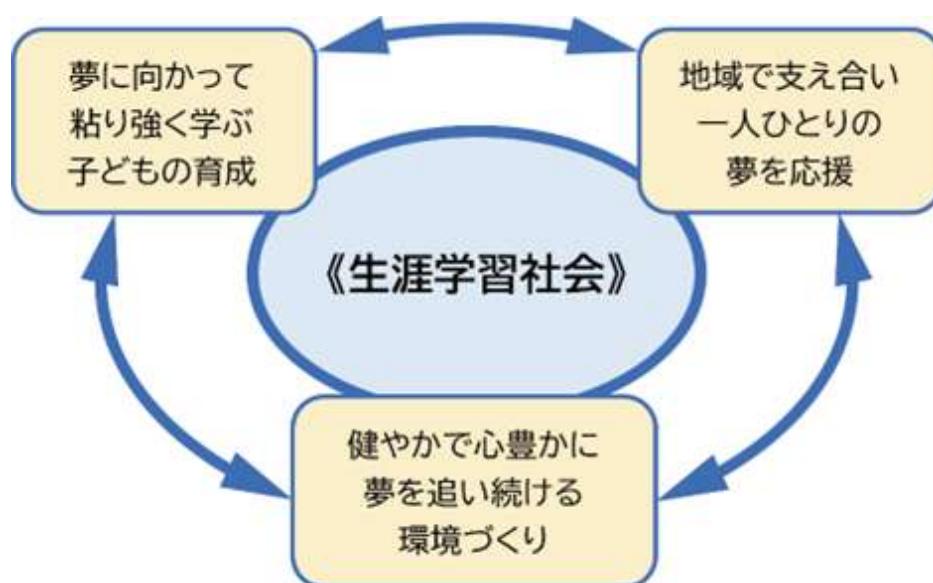
出典：「教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」

2. 3つの視点

だれもが希望を胸に抱き、いきいきと輝きながら生きていくためには、それぞれの「夢」を持ち、「夢」の実現に向かって自己を磨き続けることが大切です。

そのため、こどもたちが確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力の基盤を身に付けられる教育、また、市民一人ひとりが地域において関わり合い、結び合い、支え合うことができるような支援、さらに、だれもが健やかで心豊かな日々を送ることができるような環境づくりが必要です。

そこで、次に示す「3つの視点」が確立した社会を『生涯学習社会』にとらえ、その実現に取り組みます。



1 夢に向かって粘り強く学ぶこどもの育成

本市の未来を担っていくこどもたちに対して、確かな学力、豊かな感性や人間性、たくましく生きるための健康や体力、自立する力などの生きる力の基盤を育て、夢に向かって粘り強く学ぶ児童生徒を育成します。

2 地域で支え合い一人ひとりの夢を応援

市民と行政が連携・協力し、市民一人ひとりが関わり合い、結び合い、支え合うことにより、地域社会全体の教育力を高めるとともに、総がかりで一人ひとりの夢を応援します。

3 健やかで心豊かに夢を追い続ける環境づくり

だれもが自己実現に向け、健やかで心豊かな日々を送り、元気でいきいきと生涯にわたって夢を追い続けられる環境をつくります。

3. 3つの基本目標

本計画の施策展開にあたっては、生涯学習社会の実現に必要な「3つの視点」を確立させるため、学校教育・生涯学習・生涯スポーツの3つの分野において、それぞれの「基本目標」を掲げます。

基本目標1 生きる力を育む学校教育を推進する

学校教育においては、確かな学力、健康な心と体など、こどもたちの「生きる力」を育むことを目標とします。

基本目標2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する

生涯学習においては、生涯を通じた学びの機会の充実と地域文化の振興を目標とします。

基本目標3 生涯にわたるスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる

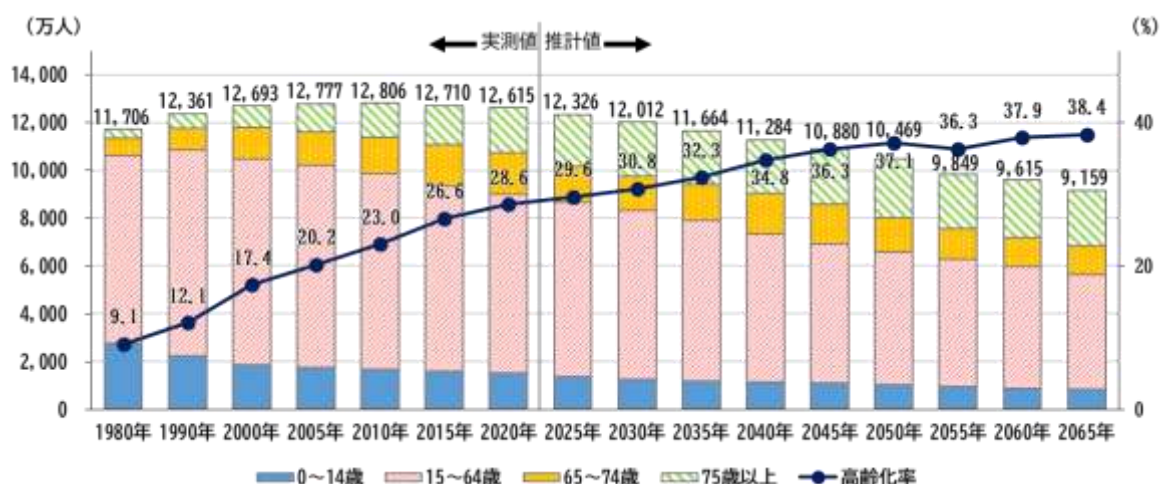
生涯スポーツにおいては、生涯を通じた活動機会の充実と活動を支援する環境づくりを目標とします。

第3章 今日の教育を取り巻く社会の動向

(1) 少子高齢化・人口減少の進展

日本の総人口は平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じています。高齢化率は上昇傾向にあり、2065 年には 38.4%となる見込みです。今後も少子高齢化・人口減少が進行すると推察されます。

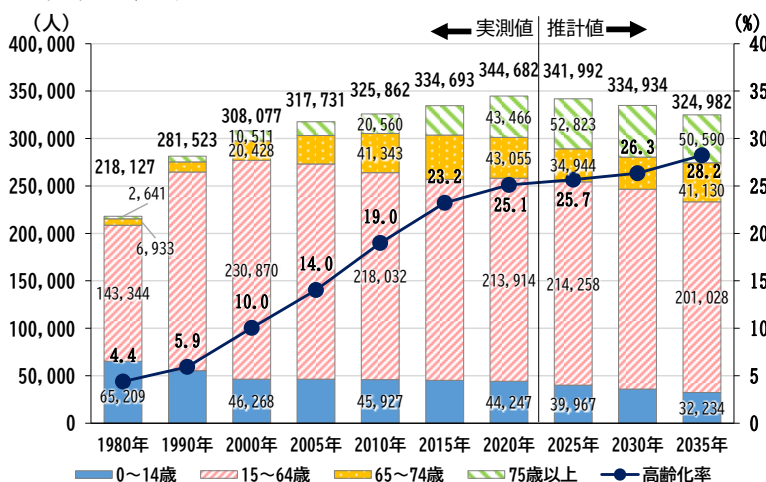
■ 全国の将来推計人口



資料：2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」を基に作成

この傾向は本市においてもみられ、本市の人口は、土地区画整理事業に伴う転入者数の増加の影響もあり、令和3年（2021年）までゆるやかに増加していましたが、その後、減少傾向となっています。また、年齢3区分別人口割合と高齢化率の推移をみると0～14歳の年少人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合は増加しています。

■ 本市の将来推計人口

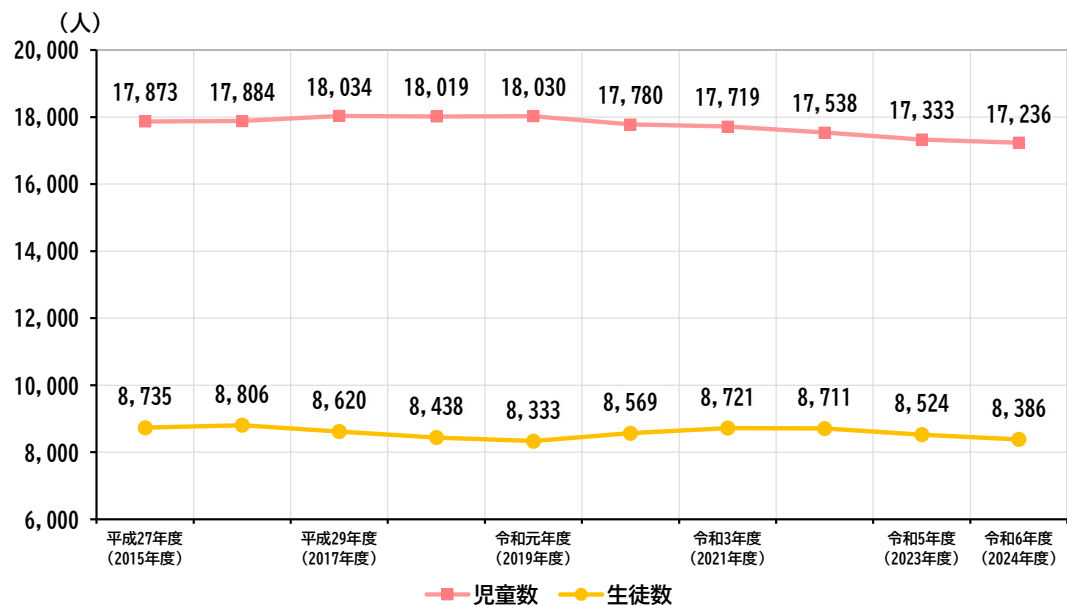


資料：「越谷市統計年報」（各年1月1日時点）を基に作成

本市の小学校の児童数は、令和元年度（2019年度）までゆるやかに増加していましたが、その後、減少傾向となっています。

また、本市の中学校の生徒数は、令和元年度（2019年度）以降、越谷レイクタウン周辺の学区を中心に増加していましたが、令和3年度（2021年度）をピークに減少に転じています。

■本市の児童生徒数の推移



資料：学務課（各年5月1日時点）

(2) 急速なグローバル化の進展と ICT（情報通信技術）の普及

グローバル化が急速に進展し、人・情報・経済や様々な文化・価値観が国境を越えて飛び交っています。このような中、グローバル社会で活躍する人材を育成するため、外国語によるコミュニケーション能力のほか、我が国と郷土に誇りを持ち、異文化に対する理解を深め、異なる文化をもつ人々と協調できる人材が求められています。

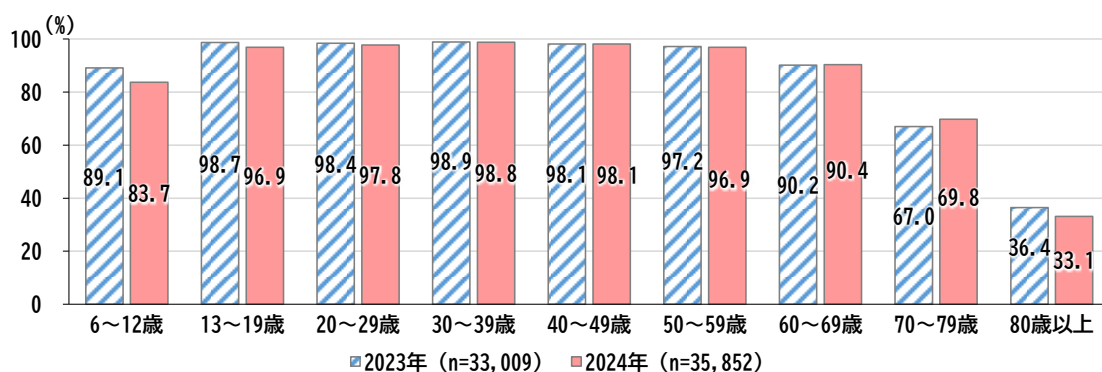
また、インターネットの普及に加え、人工知能（AI）やビッグデータといったデジタル技術の急速な発展に伴い、超スマート社会（Society5.0）が到来しつつあります。学校教育においては、デジタル学習基盤を活用することにより、個に応じた学びや協働的な学び、遠隔・オンライン教育による学びの保障など、教育活動の一層の充実が期待されます。

このような社会状況の変化に伴い、我が国においても新学習指導要領のもと令和 2 年（2020 年）から小学校中学年における英語教育や小学校におけるプログラミング教育が全面実施となりました。

本市においても、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を契機として、令和 2 年（2020 年）に全市立小中学校に 1 人 1 台タブレット端末の環境を整備し、学習支援アプリを活用した授業づくりやオンライン授業の配信など、学校教育における遠隔・オンライン教育が進展しました。また、各種講座のオンライン配信や図書館における電子書籍の整備が進むなど、社会教育においても変革をもたらしました。

一方で、このような社会状況においては、対面によるコミュニケーション能力の低下やネットトラブルなど、これまでに予測し得なかった課題も発生しているため、情報モラル教育や個人情報保護、情報セキュリティの強化など様々な事案に対する体制の整備などが重要となっています。

■全国の年齢層別インターネット利用率



出典：総務省「令和 7 年版情報通信白書」

(3) こどもの貧困と経済的格差の拡大・固定化

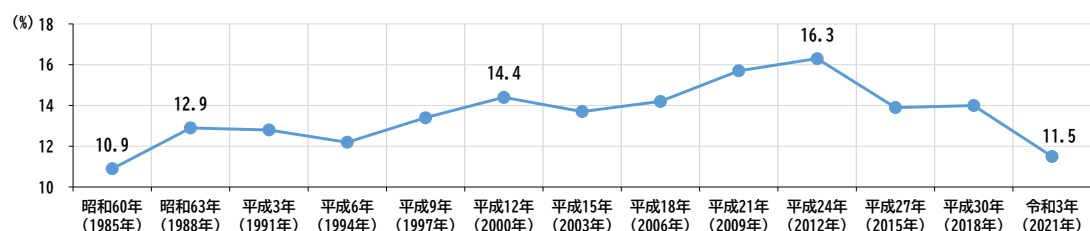
こどもの相対的貧困率は、平成24年(2012年)をピークに改善がみられるものの、引き続き大きな課題となっています。「2022(令和4)年国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、令和3年(2021年)のこどもの相対的貧困率は11.5%となっており、約9人に1人のこどもが相対的貧困状態にあるとされています。また、同調査によると、「子どもがいる現役世帯」のうち「大人が一人」の世帯の相対的貧困率は44.5%と、一人親世帯の半数近くが相対的貧困状態にあるとされており、一人親世帯では二人親以上の世帯と比較してこどもの相対的貧困率が高くなっています。こどもの貧困は、経済的理由により学習面や生活面、心身の健康等の様々な面において、こどものその後の人生に大きな影響を及ぼすことが指摘されています。

コラム 相対的貧困・こどもの貧困

「相対的貧困」は、その国や地域の生活水準や経済環境と比較して、多くの人たちが享受できている生活水準を送れない状態であることをいいます。なお、「貧困」には、「相対的貧困」と「絶対的貧困」があります。「絶対的貧困」とは、国や地域の生活水準とは無関係に、生きていくうえで必要最低限の生活水準が維持されていない状態を指します。

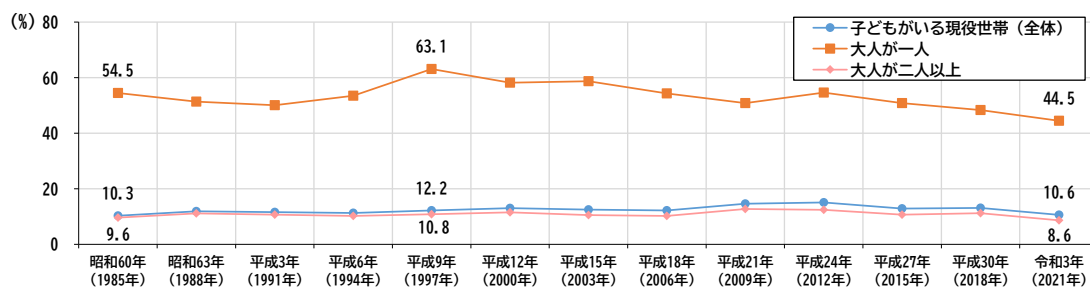
こどもの貧困の原因には、親の収入が少ないことなどがあげられ、こどもが十分な教育を受けることができず、進学を諦めたり、就職のチャンスが乏しくなったりすることがあります。このため、大人になっても収入の確保が困難になり、こどもの貧困は次世代にも連鎖するおそれもあるといわれています。この問題は、国や地域社会にとって大きな社会的損失であり、個人や家庭だけでなく、社会全体で対応していく必要があります。

■全国のこどもの相対的貧困率の推移



出典：厚生労働省「2022(令和4)年国民生活基礎調査」

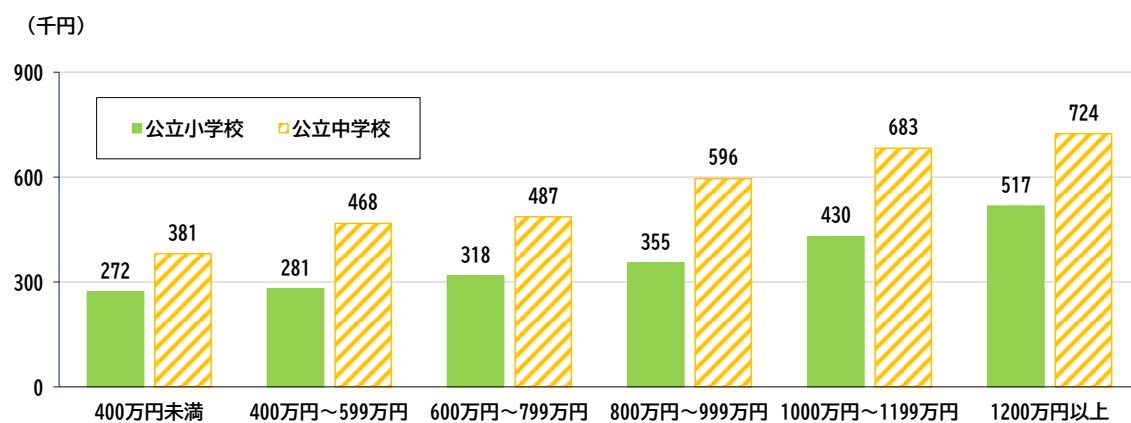
■全国の子どもがいる現役世帯の相対的貧困率の推移



出典：厚生労働省「2022(令和4)年国民生活基礎調査」

さらに、文部科学省が実施した「令和 5 年度子供の学習費調査」によると、世帯年収が増加するにつれて概ね学習費の総額も増加する傾向がみられ、小学校の時点で、世帯の年収別の学習費総額に大きな差が生じていることが分かります。

■全国の世帯の年間収入段階別学習費



出典：文部科学省「令和 5 年度子供の学習費調査」

（４）地球規模での環境問題や国際情勢の不安定化等

近年、気候変動の影響から自然災害が激甚化・頻発化しており、地球温暖化の進行に伴って、この傾向が続くことが見込まれています。平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災や令和 6 年（2024 年）1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震など、住民の生命・財産が奪われる大規模自然災害が多数発生し、甚大な被害をもたらしました。今後発生が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震や火山噴火など、今後もさらに高まる自然災害リスクと正面から向き合い、将来予測される被害を回避・軽減するために、あらゆる努力が求められています。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略などの国家間の政治的・経済的な緊張や紛争、テロリズム、新型コロナウイルス感染症の流行などが原因で、世界的に不安定な状況が続いています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国からの要請に基づき学校が臨時休業となったほか、教育委員会が主催する各種学級・講座やイベント等も中止となるなど、教育環境にも大きな混乱を来しました。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生活を一変させ、社会に新しい生活様式をもたらしました。中でも、テレワークやオンライン学習等の非接触・非対面での新しい働き方・暮らし方は、より多様で柔軟な生き方の実現へとつながっています。

本市においても、近年の猛暑日の増加により、避難所でもある学校施設等への空調設備の設置が必要不可欠となっており、平成 29 年度（2017 年度）に全市立小中学校の普通教室等への設置が完了しましたが、令和 5 年度（2023 年度）からはさらに屋内運動場等についても設置を進めています。また、令和 6 年度（2024 年度）には「熱中症予防のための諸活動運営ガイドライン」を策定し、「暑さ指数（WBGT）」が一定以上高い場合には学校教育活動を中止するといった判断基準を示し、こどもたちの命を第一とした対応を行っています。

(5) 「持続可能な開発のための教育（ESD）」とSDGsの推進

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、17のゴール（目標）とゴールに到達するための169のターゲットが定められました。SDGsは、令和12年（2030年）までに経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することをめざす国際社会共通の目標となっています。教育は、SDGsの目標4に位置づけられ、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と定められています。ESDは、持続可能な社会の担い手づくりを通して、SDGs17のゴールの達成に貢献するといわれています。本市の学校教育においても、「持続可能な開発のための教育（ESD）」として、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題としてとらえ、その解決に向けて考え行動する力の育成に取り組んできました。今後も、持続可能な社会の担い手を育成していくため、教科等横断的な学習を通してESDを推進していくことが重要となります。

コラム ESD(持続可能な開発のための教育)

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されます。

世界的な問題である、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等の人類の開発活動に起因する様々な現代社会の問題を自らの問題として主体的にとらえ、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のことであり、持続可能な社会の創り手を育む教育です。



出典：文部科学省

(6) ウェルビーイングの向上

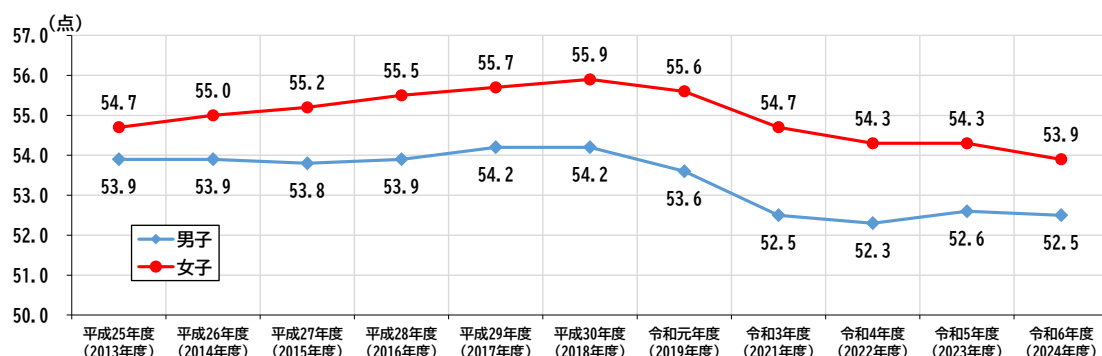
経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをとらえる「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構(OECD)(以下「OECD」という。)の「ラーニング・コンパス 2030(学びの羅針盤 2030)」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来(Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされています。ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められます。令和5年(2023年)6月に策定された国の教育振興基本計画においても、「持続可能な社会の創り手の育成」とともに「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が基本方針として掲げられています。

(7) こどもをめぐる状況の変化

幼児の発達については、文部科学省の中央教育審議会(幼児教育部会)における審議にて、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が身に付いていなかったり、幼稚園と小学校のこどもや教員の交流は進んできているものの、教育課程の接続が十分であるとはいえない状況であったりするなどの課題が指摘されています。

こどもの体力については、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和されたことで若干の回復がみられるものの、蔓延以前の水準までは戻ってはいません。また、近年では、1週間の総運動時間が「60分未満」であるこどもの割合が増加傾向にあり、特に中学校女子において大幅に増加しているとされています。

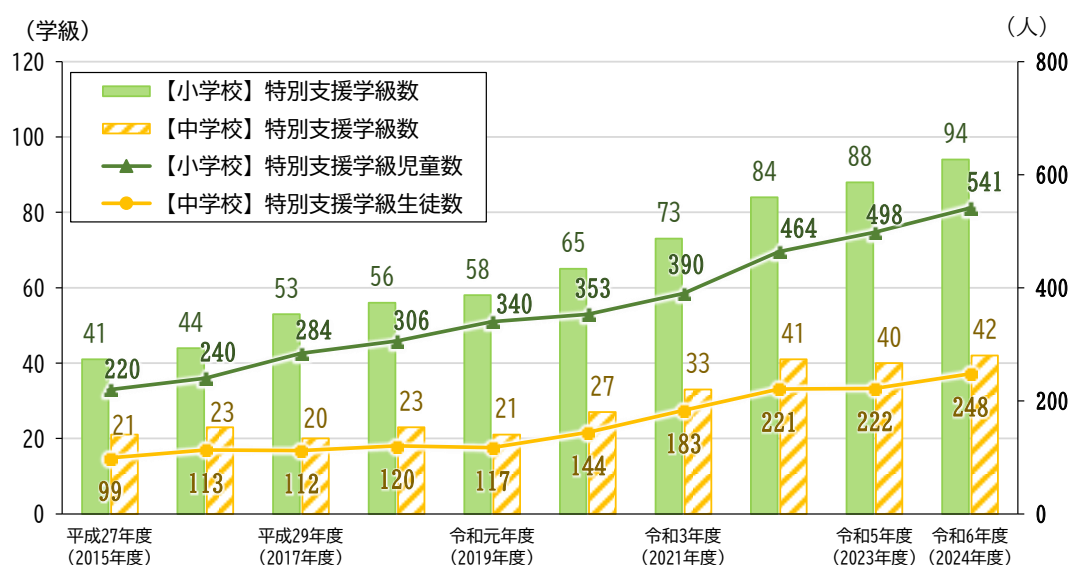
■全国体力・運動能力、運動習慣等調査における小学生の体力合計点の状況



出典：スポーツ庁「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」

障がいのあるこどもの教育については、近年、発達障がいを含めた障がいのあるこども等の就学相談が増加しており、一人ひとりのこどもの障がいの状態や発達段階に応じた相談・指導・支援を行っていく必要があります。埼玉県における特別支援学校や小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、小中学校、高等学校の通常の学級においても、通級による指導を受けている児童生徒が増加しています。また、令和4年（2022年）に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の小中学校の通常の学級に8.8%程度の割合で、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面での著しい困難を示す児童生徒が在籍しているという推計が示されています。本市の小中学校においても、特別支援学級数および特別支援学級児童生徒数は増加しており、多様な学びの場のさらなる拡充が求められています。

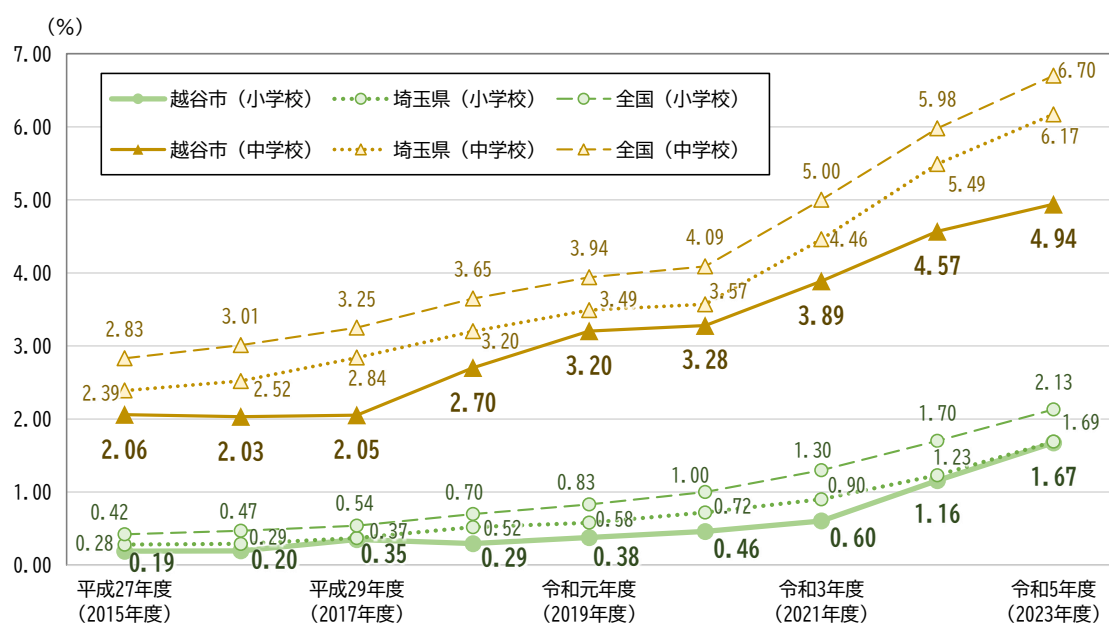
■本市の市立小中学校における特別支援学級数・児童生徒数の推移



資料：学務課（各年5月1日時点）

小中学校における不登校発生率については、本市においては全国・埼玉県と比較して低くなっていますが、全国・埼玉県と同様に増加傾向となっています。各学校における学校生活の充実や教室に入りづらい児童生徒の居場所の確保などにより未然防止・早期発見・早期対応を図り、誰ひとり取り残さない視点で取り組む必要があります。

■本市・埼玉県・全国の不登校発生率の推移



資料：教育センター

また、ヤングケアラーへの支援やLGBTQの児童生徒への理解など、こどもをめぐるニーズは多様化しており、対応が求められています。令和5年(2023年)4月には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、一人ひとりの状況に応じたさらなる支援が求められています。

さらに、外国人のこどもや両親のいずれかが外国人であるこどもは増加傾向にあり、本市においても外国籍世帯が増えています。これに伴い、日本語を母語としない児童生徒への支援など、多様なニーズに応じた教育支援が求められています。

コラム ヤングケアラー・LGBTQ

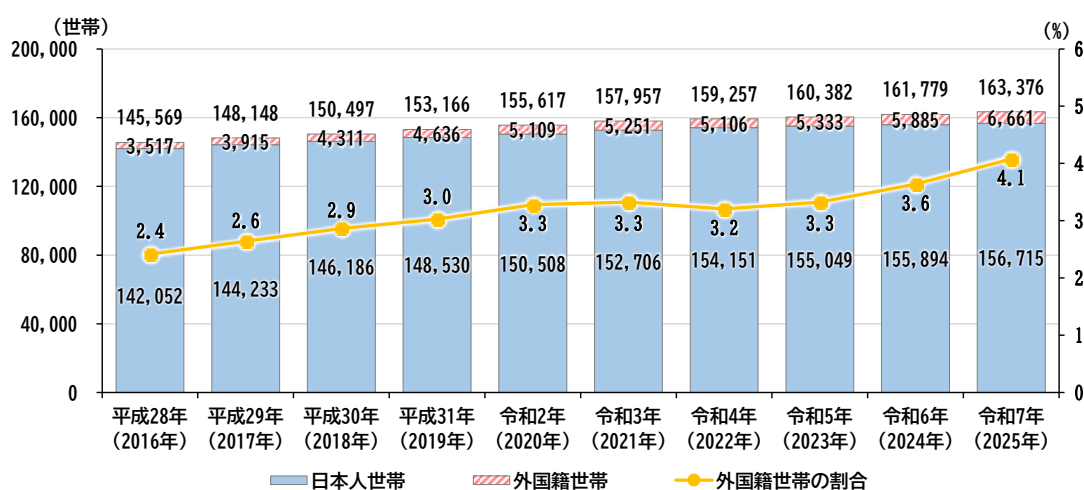
■ヤングケアラー

「ヤングケアラー」は、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていて、「お手伝い」の一環とは異なり、その負担が重くなっているこども・若者のことです。「ヤングケアラー」であることにより、自分の時間がとれない、勉強する時間が十分に取れない、ケアについて相談できる人がおらず一人で悩んでいるなど、こども・若者の意思を十分に尊重しながら必要な支援を行うことが重要です。2024年(令和6年)6月に改正された「子ども・若者育成支援推進法」では、「ヤングケアラー」を国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

■LGBTQ

男性と女性という2つの性にあてはまる方だけでなく、体と心の性が一致しない方や、同性を好きになる人など、社会的には少数となる性的少数者は、周囲の偏見や理解不足、社会における慣習や制度等において様々な困難に直面することがあります。LGBTQとは、Lesbian(レズビアン：女性として女性を好きになる人)、Gay(ゲイ：男性として男性を好きになる人)、Bisexual(バイセクシュアル：好きになる相手の性別にこだわらない人)、Transgender(トランスジェンダー：心とからだの性が一致しない人)、Questioning(クエスチョニング：性別がわからない人、あえて決めていない人)の頭文字をとった言葉で、性的少数者を表す総称の一つです。LGBTQに含まれない様々な性を含めて「LGBTQ+」と表記されることもあります。

■越谷市における外国籍世帯の割合の推移



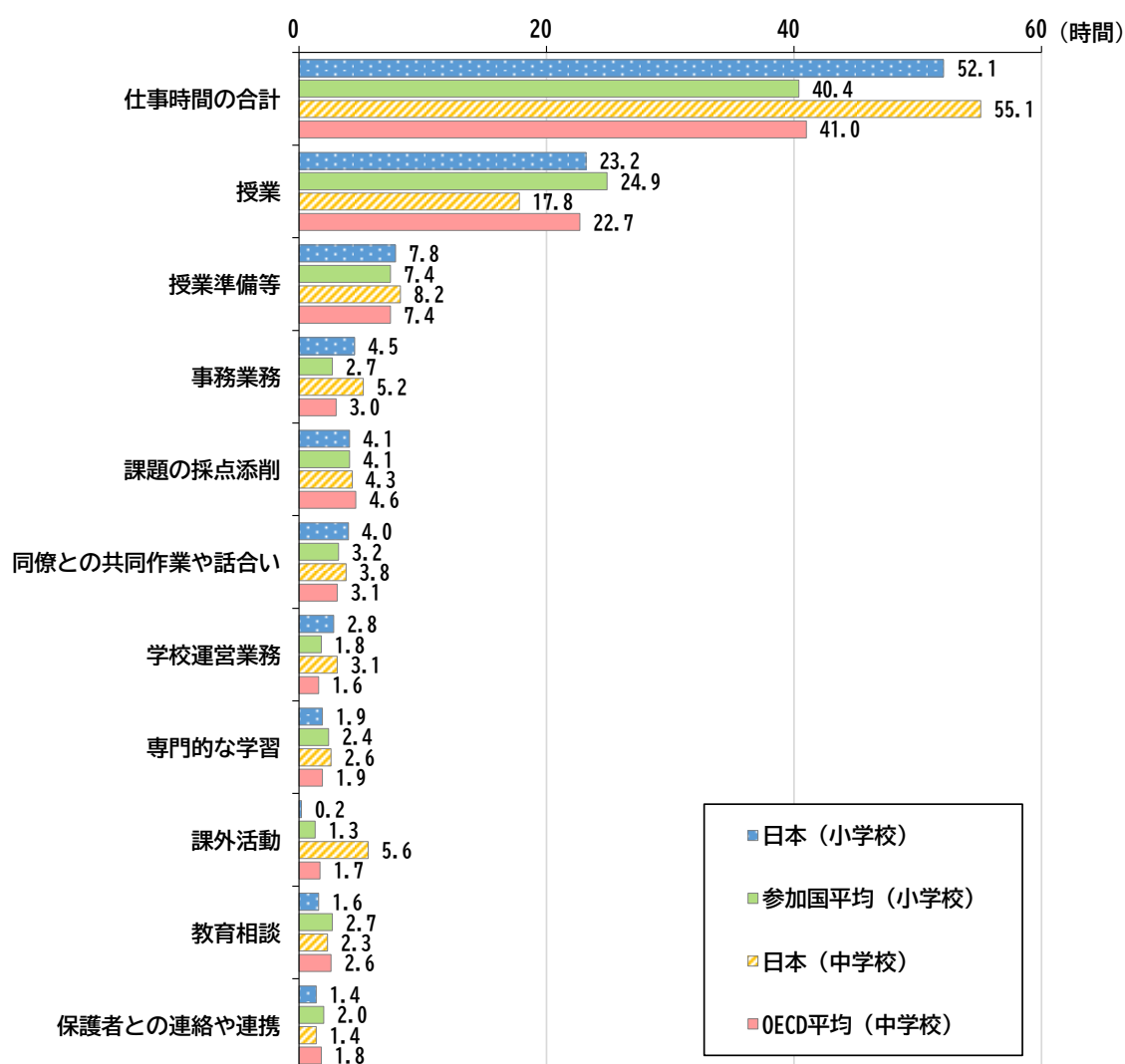
資料：埼玉県「住民基本台帳年報」（各年1月1日時点）を基に作成

(8) 教員をめぐる状況の変化

我が国の教員の勤務時間は、OECD の調査によると調査参加国の中で最長となっています。教職員の児童生徒への献身的な姿勢とともに、社会の変化や要請を踏まえ、学校の役割が拡大し、教職員の負担が増加していることが指摘されており、事務的な業務の増加などが教員のストレスとなっているとされています。

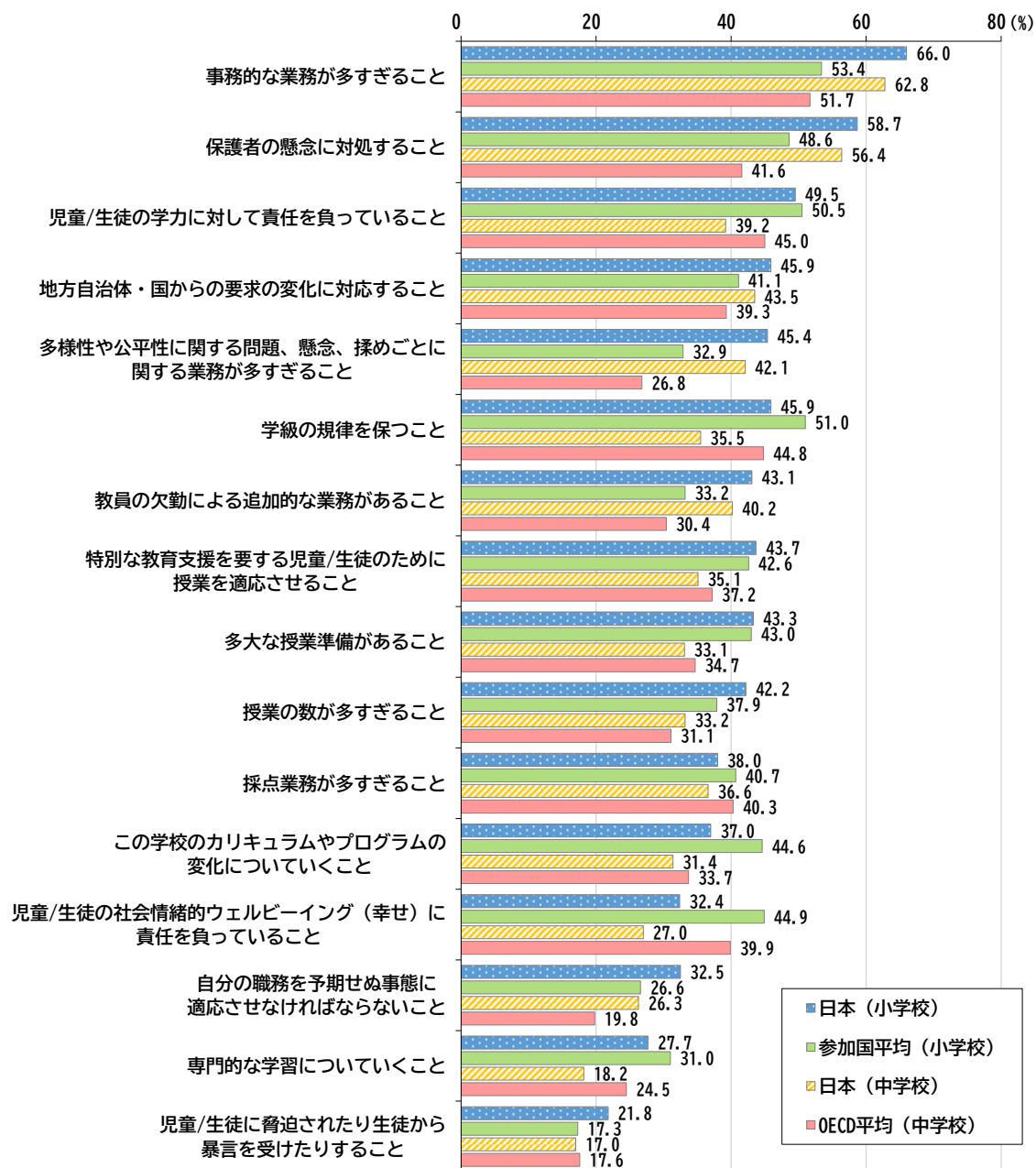
また、時間外在校等時間が埼玉県「学校における働き方改革基本方針」の目標である月 45 時間を超えている教員の割合は、令和 4 年（2022 年）11 月時点で、小学校 36.1%、中学校 50.8%、高等学校 29.4%、特別支援学校 11.5%となっており、時間外在校等時間の一層の縮減が課題となっています。

■小中学校教員の 1 週間あたりの仕事時間



出典：文部科学省「OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）2024 報告書のポイント」

■小中学校教員のストレスの要因



出典：文部科学省「OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）2024 報告書のポイント」

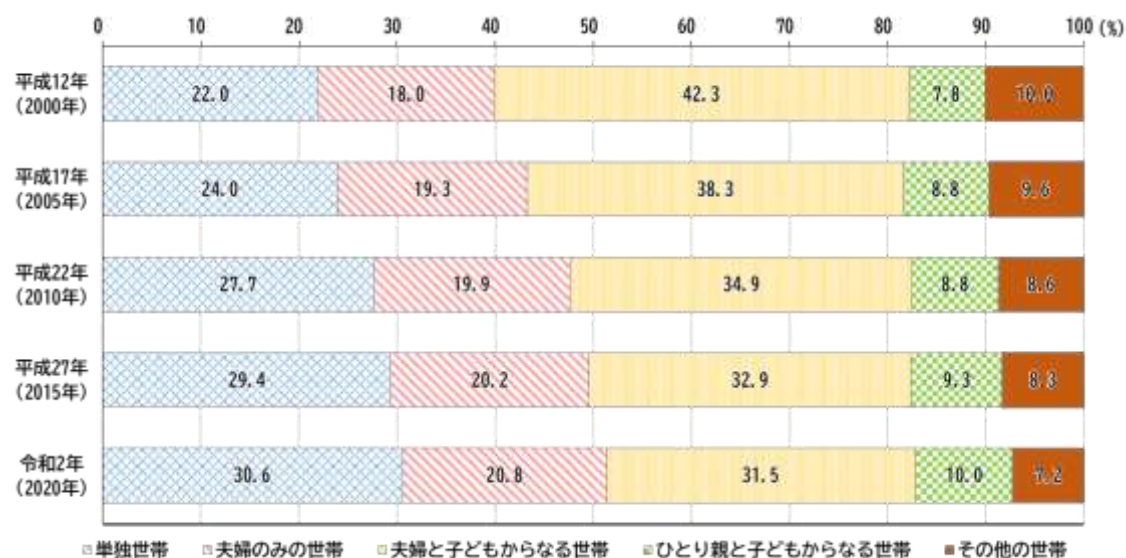
さらに、近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や教員採用選考試験の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等を要因とした、採用倍率の低下や教員不足といった課題も生じており、教職の魅力の向上が求められています。

このような中、教職員の心身の健康を確保し、学校における働き方改革のさらなる推進や部活動の地域連携・地域移行などの取り組みを通じて教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、質の高い教育環境を整備することが重要です。

(9) 地域と家庭の状況の変化

地域人口の減少や高齢化により、地域社会とのつながりの希薄化や支え合いによるセーフティネット機能の低下など、地域コミュニティの弱体化が指摘されています。また単独世帯やひとり親世帯が増加し家族形態が変化しつつあります。このような家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等によって、家庭を取り巻く環境が変化する中、地域全体で家庭教育を支えることが重要です。

■ 越谷市の一般世帯の家庭類型の割合



資料：総務省「国勢調査」を基に作成

（10）老朽化した公共施設の維持管理

施設の老朽化や、人口減少等に伴う財政状況の厳しさなどの理由から、多額の維持管理費がかかる公共施設の在り方について検討することが、全国的な課題となっています。

本市では、これまで整備してきた施設の約 7 割が築 30 年以上を経過したことを踏まえ、施設の維持管理について長期的な視点で対応策を検討するため、令和元年（2019 年）7 月に、「越谷市公共施設等総合管理計画基本方針」の取り組みを具体化する「第 1 次アクションプラン」を策定しました。また、令和 3 年（2021 年）には持続可能な行政サービスを確保するため、施設ごとの修繕、改修、更新を計画的に行うことを目的として「個別施設計画」を策定し、市全体で対策を行っています。さらに、令和 4 年（2022 年）7 月には施設の更新費用の推計やユニバーサルデザインおよび脱炭素化を考慮した施設の検討に係る方針等を追記した「越谷市公共施設等総合管理計画 基本方針（改訂版）」を策定しました（現在、令和 8 年度（2026 年度）を始期とする「第 2 次アクションプラン」および「個別施設計画」を策定中）。

今後、教育委員会では、市の施設全体の約 51%を占める学校教育施設や約 5%を占めるスポーツ施設、さらには社会教育施設と多くの施設を管理していることから、「第 2 次アクションプラン」等を踏まえながら、安全・安心で適切な施設管理が行えるように、将来の児童生徒数の推移や施設の老朽化の状況等を分析しながら対応をしていく必要があります。

第4章 取り組みにおける成果と課題 ～第3期計画の検証～

第3期計画（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））では、3つの基本目標、10の施策の方向、26の施策、68の主な取り組みを体系化し、それぞれの事業に取り組んできました。

第4期計画（令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度））で取り組むべき教育施策を定めるため、第3期計画中に毎年度実施してきた進捗管理の結果や指標の目標値に対する進捗状況、近年の教育を取り巻く社会動向などを踏まえ、各施策の方向ごとに課題を整理しました。

（1）第3期計画における取り組みと成果について

第3期計画で設定した重点事業に係る取り組みを中心に、令和7年度（2025年度）までに取り組んできた事項について、取り組みの内容と成果をまとめました。

（2）指標の進捗状況について

第3期計画で設定した各施策の指標の達成状況を確認するため、当初設定した令和元年度（2019年度）末の現状値と、令和7年度（2025年度）末の目標値を掲載しました。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、施設利用や事業の中止などの影響を受けている可能性があります。

（3）今後の課題について

取り組みの成果と指標の進捗状況などを踏まえて、取り組みの改善すべき点やさらなる充実を図るべき点などを、それぞれ課題として挙げました。

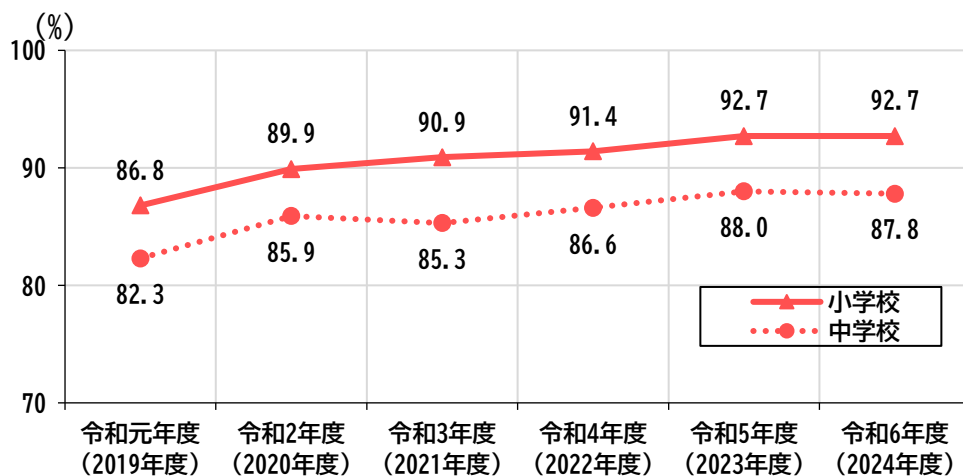
基本目標1 生きる力を育む学校教育を推進する

施策の方向1 9年間を見通した越谷教育を推進する

(1) これまでの取り組みと成果

- 系統的・連続的な取り組みの推進では、すべての市立小中学校に小中一貫教育の研究指定を行うとともに研究成果を共有することで、小中一貫教育の共通のねらいである「学力の向上」、「自己肯定感の高揚」および「学校生活充実感の高揚」を図りました。
- 教科等横断的な特色ある教育課程の推進では、小中一貫教育推進部会を開催し、各テーマについて協議および情報共有することで、市全体の教育活動の質の向上を図るとともに、教科等横断的な学習の取り組みを授業公開し、特色ある探究的な学習を市内全小中学校へ広めることができました。
- コミュニティ・スクールの推進では、地域の特色を生かした学校づくりを進めるための体制を整備したほか、学校と地域の連携・協働に向けた共通理解の場を設けました。
- 小中一貫型小中学校の整備では、PFI（Private-Finance-Initiative）事業による整備を進めるとともに、3 学園構想の対象学校区における「学園地域準備会」等を開催し、関係部署が課題解決に向け横断的に取り組みました。
- 小中一貫型小中学校候補の検討では、本市の将来的な児童生徒数推計などの各種統計資料や先進的な取り組みを参考にしながら、関係部署と連携を図り情報共有と今後の方策等について協議を行いました。

■授業で学んだことを、生活場面や他の学習に生かしている児童生徒の割合



資料：指導課

(2) 指標の進捗状況

指標名	目標値等		R6 年度末 実績値
	令和元年度末 現状値	R7 年度末 目標値	
学校が楽しいと感じている 児童生徒の割合	小学校：88.2% 中学校：85.8%	小学校：95.0% 中学校：90.0%	小学校：89.7% 中学校：87.7%
授業で学んだことを、生活場 面や他の学習に生かしてい る児童生徒の割合	小学校：86.8% 中学校：82.3%	小学校：90.0% 中学校：87.0%	小学校：92.7% 中学校：87.8%

(3) 今後の課題

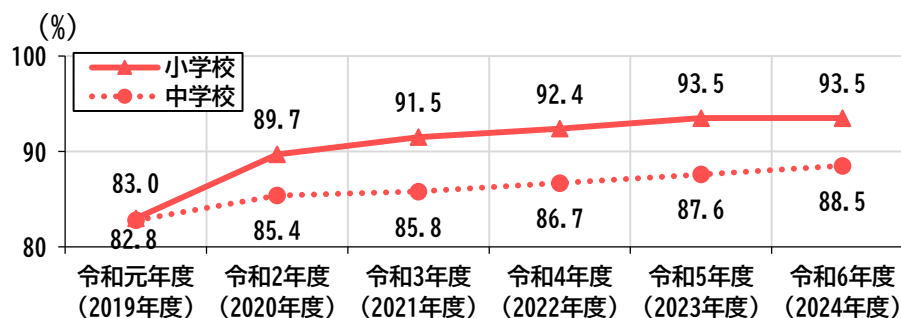
- 系統的・連続的な取り組みの推進では、委嘱による研究成果を活用し、より質の高い教育の実践が必要です。また、小中一貫教育のこれまでの成果・課題や学習指導要領の趣旨等を踏まえ、改善を図る必要があります。
- 教科等横断的な特色ある教育課程の推進では、「主体的・対話的で深い学び」や自己有用感を高める視点から、9年間を見通したカリキュラム・マネジメントの確立に向けた支援をしていく必要があります。
- コミュニティ・スクールの推進では、各学校が抱える課題に対して、各主体が当事者意識を持ち、関係者が一体となって学校運営の改善が図れるよう、効果的な取り組み事例の周知などの支援に取り組む必要があります。
- 小中一貫型小中学校の整備では、小中一貫型小中学校の早期開校に向けた学校建設を進めていくとともに、地域住民や関係自治体・保護者等に対し意見交換等を行い、課題等の解決を図りながら理解と協力を得る必要があります。
- 小中一貫型小中学校候補の検討では、児童生徒数の推移や学校施設の老朽化等を踏まえ、長期的な視点で検討していく必要があります。

施策の方向 2 確かな学力を育む

(1) これまでの取り組みと成果

- わくわく感のある授業づくりの推進では、教職員の指導力向上を図るため、各種研修を実施し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた支援をしました。また、各種デジタルコンテンツを活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの推進に努めました。
- 個を生かし伸ばす指導の充実では、ブックレットを活用しつつ授業改善に向けた指導・助言を行い、教職員の指導力向上を支援しました。
- 学力調査等の活用では、全国および県の学力調査結果を分析・活用し、各校の課題に応じた指導改善を支援したほか、本市独自の検証テストを実施し、児童生徒の学力状況を把握しながら質の高い授業づくりに取り組みました。
- 指導内容・指導方法の改善では、市教育委員会が委嘱した教育研究員による指導法の工夫・改善について研究を行い、研究結果を共有するなど、教職員の指導力向上を支援しました。
- ICT を活用した教育の充実では、1 人 1 台タブレット端末を有効活用するための教材の整備や、学習支援アプリ等の効果的な活用に関する調査研究等を行い、児童生徒の情報活用能力の向上と教職員の ICT 活用能力の向上等に取り組みました。
- 英語教育の推進では、語学指導助手（ALT）と授業者との連携を強化し、児童生徒への学習支援の充実に取り組んだほか、訪問指導や研修等を通じて授業改善を図りました。
- 読書活動の推進については、学校司書の増員および適切な配置に努めたほか、読み聞かせボランティア等を対象とした研修会や講座を市立図書館と連携しながら企画・運営しました。

■授業では、「考えてみたい」「やってみたい」と感じ、進んで課題に取り組んでいる児童生徒の割合



資料：指導課

(2) 指標の進捗状況

指標名	目標値等		R6 年度末 実績値
	令和元年度末 現状値	R7 年度末 目標値	
授業では、「考えてみたい」「やってみたい」と感じ、進んで課題に取り組んでいる児童生徒の割合	小学校：83.0% 中学校：82.8%	小学校：90.0% 中学校：87.0%	小学校：93.5% 中学校：88.5%
全国および埼玉県学力・学習状況調査において、平均正答率を上回った教科区分数	17 教科区分	18 教科区分	17 教科区分
教員の ICT 指導力等の実態調査における授業中に ICT を活用して指導する能力	76.4%	90.0%	94.1%

(3) 今後の課題

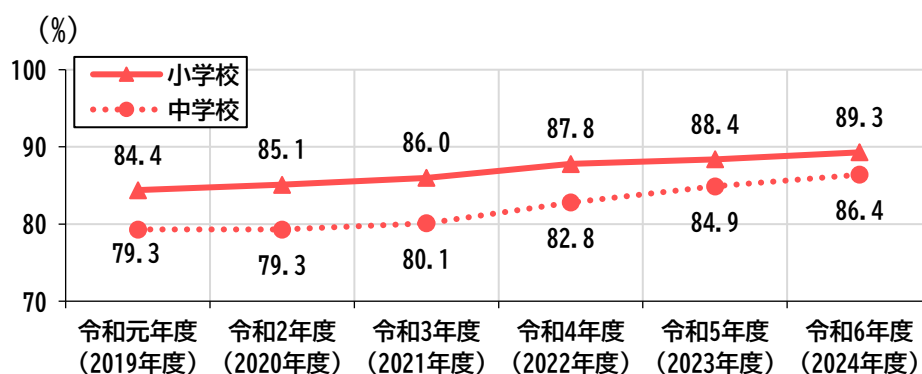
- わくわく感のある授業づくりの推進では、「主体的・対話的で深い学び」の実践を積み重ね、授業方法の工夫・改善を図り、市内全小中学校にその成果を広めていく必要があります。
- 個を生かし伸ばす指導の充実では、児童生徒一人ひとりの学習状況や興味・関心に応じて、指導の個別化と学習の個性化に取り組む必要があります。
- 学力調査等の活用では、調査結果を基に課題を抽出し、各学校の指導力向上に向けた支援に取り組むほか、全国および埼玉県の学力調査が CBT（Computer Based Testing：コンピュータを使った試験方法）による実施となったことを踏まえ、タブレット端末の操作方法の確認等、確実な実施に向けて支援をしていく必要があります。
- 指導内容・指導方法の改善では、各教科等の特質に応じた視点・考え方に基づき、知識を相互に関連付けながらより深い学びを推進する授業づくりや、協働して学びに向き合う授業づくりに取り組む必要があります。
- ICT を活用した教育の充実では、1 人 1 台タブレット端末等のデジタル学習基盤の利点を生かした効果的な授業づくりの研究・導入を進めていくほか、教育データの利活用によるきめの細かい支援に取り組む必要があります。
- 英語教育の推進では、児童生徒が英語に慣れ親しみ、英語で情報や考えなどを整理・表現するコミュニケーション能力を向上させる取り組みが必要です。
- 読書活動の推進では、児童生徒の読書活動を推進し、学習を支え、情報を発信するだけでなく、こどもの居場所としての機能をもつ学校図書館の充実に取り組む必要があります。

施策の方向 3 豊かな心を育む

(1) これまでの取り組みと成果

- 道德教育の振興では、関係機関と連携した研修会を行い道德教育の推進を図ったほか、学校教職員や保護者等の参加する越谷市道德教育実践発表会を開催するなど、「思いやりのまち越谷」の気運醸成に努めました。
- 体験活動の充実では、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、地域人材等の活用を図り、各学校や地域の実態に応じた社会体験・農業体験・福祉体験等を推進しました。
- きめ細かな生徒指導体制の充実では、児童生徒の自己肯定感を高めるため、「生徒指導の手引き」を活用した積極的な生徒指導を実施したほか、「授業改善・学校生活アンケート」を実施し、客観的な評価と指導への活用を図りました。
- 教育相談体制の充実では、SNS 相談や教育センターへの来所相談のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を通して、学校や専門機関と連携を図りながら、こどもと保護者の相談体制の構築に努めました。
- いじめ防止対策の推進では、いじめの認知に対する各学校の意識向上や教職員の対応力・指導力向上に努めたほか、スクールロイヤー制度を導入し、法的知見からの助言や市内小中学校への巡回相談を行いました。
- 人権教育啓発活動の充実では、教職員を対象とした研修会の開催やリーフレットの配布を行い、LGBTQ や外国人の人権等、多様化する人権問題を積極的に取り入れた啓発活動に取り組みました。
- 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成では、研修会や出前授業、ポスター・リーフレットの作成を通じて、情報モラル教育の推進に取り組みました。

■ 自分には、よいところがあると感じている児童生徒の割合



資料：指導課

(2) 指標の進捗状況

指標名	目標値等		R6 年度末 実績値
	令和元年度末 現状値	R7 年度末 目標値	
自分には、よいところがある と感じている児童生徒の割合	小学校：84.4% 中学校：79.3%	小学校：90.0% 中学校：85.0%	小学校：89.3% 中学校：86.4%
人権教育研修会における教 職員の参加率	100%	100%	100%

(3) 今後の課題

- 道徳教育の振興では、児童生徒が自身の生き方について考えを深め、他者とよりよく生きることができることができるよう、特別の教科道徳の授業改善に取り組むとともに、「思いやりのまち越谷」の気運醸成に努める必要があります。
- 体験活動の充実では、特別活動における体験活動等を通じて、地域の大人や専門家との交流のほか、学校行事等における他の学級・学年間の交流を推進することが重要です。
- きめ細かな生徒指導体制の充実では、児童生徒の自己肯定感を高め、学校生活の充実を図る積極的な生徒指導を推進するとともに、学校と各関係機関との連携を強化していく必要があります。
- 教育相談体制の充実では、相談内容の多様化・複雑化に伴い、児童生徒や保護者が気軽に相談できる環境を整備するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な資格を有する人材との連携のもと、誰一人取り残さないという視点での取り組みを推進することが重要です。
- いじめ防止対策の推進では、潜在的ないじめの早期発見といじめの認知における教職員の意識向上に取り組むとともに、スクールロイヤー制度を活用するなど、法的知見に基づく適切な対応が必要です。
- 人権教育啓発活動の充実では、LGBTQ や外国人の人権など多様化する人権問題に対する理解を深めるため、研修の内容や啓発物を見直しながら人権教育啓発活動の充実を図ることが必要です。
- 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成では、ネットいじめやネットトラブルから身を守り、児童生徒が情報社会で適切な行動をとれるための基礎となる考え方や態度を身に付けられるよう情報モラル教育を推進することが必要です。

(1) これまでの取り組みと成果

- 児童生徒の体力向上では、小中学校ごとに体力向上の重点項目を設定し、具体的な取り組みを進めるとともに、指導体制の見直しと改善を図りました。
- 学校保健の充実では、学校歯科医等との連携により「よい歯の教室」を実施したほか、新小学校 1 年生保護者に対しアレルギー疾患に関する通知を配付するなど、健康管理の大切さについて周知に取り組みました。また、命の大切さや性を正しく理解して互いに尊重し合える関係づくりをめざした「生命の授業」等を実施しました。
- 学校給食の充実では、栄養管理の取り組みとして、献立研究を推進し、栄養バランスのとれた安全で安心な給食を提供するとともに、学校給食センターの施設・設備の保守点検・整備を行い、衛生管理の徹底に努めました。
- 食育の推進では、栄養教諭等を中心に共同授業を実施するなど、食に関する指導の充実を図ったほか、リーフレットの配付などにより食育の推進を図ることで、望ましい食習慣の形成に努めました。

(2) 指標の進捗状況

指標名	目標値等		R6 年度末 実績値
	令和元年度末 現状値	R7 年度末 目標値	
新体力テスト 8 項目中 5 項目以上において、個々の目標を達成した児童生徒の割合	49.4%	55.0%	48.0%
栄養教諭等による食に関する指導を実施したクラスの割合	98.0%	100.0%	98.6%

(3) 今後の課題

- 児童生徒の体力向上では、新型コロナウイルス感染拡大以降、全国的にこどもの体力の低下がみられるため、児童生徒が運動に対して興味・関心の高まるような授業や体育的行事を行うなど、学習課程の工夫に取り組む必要があります。
- 学校保健の充実では、児童生徒が主体的に健康保持・増進に取り組む意識を持てるよう、学校医や体力向上推進委員会と連携した講演会や動画配信等を実施するほか、命の大切さや性に関する知識を正しく理解し、互いに尊重し合える関係づくりを進め、性被害から守るための教育の推進が必要です。
- 学校給食の充実では、児童生徒の健全な心身を育むため、多様な食品の組み合わせによる献立研究を推進するほか、学校給食センターの老朽化に伴う新たな給食施設の整備について検討を進める必要があります。
- 食育の推進では、栄養教諭による食に関する指導を充実させるほか、家庭での食生活に関する取り組みにつなげる必要があります。

(1) これまでの取り組みと成果

- 環境教育の推進では、小学生による生物多様性調査やデジタル化した環境教育資料「しらこぼと」の利活用等を通じて、児童生徒一人ひとりが環境問題を自らの問題として認識するよう努めました。
- 安全教育の充実では、「越谷市学校防災の日」における引き渡し訓練や学校安全マニュアルを見直すなど、児童生徒の防災意識の向上を図りました。
- 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進では、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒への切れ目のない支援を行うため、個別の教育支援プランを作成したほか、発達支援訪問指導等を通じて組織的・継続的な支援体制の構築を図りました。
- 特別支援教育のための環境整備では、支援員や医療的ケア看護職員を適切に配置するとともに、各学校の要望に応じて特別支援学級や通級指導教室の適切な配置に取り組みました。
- 不登校の未然防止対策の推進では、学び総合指導員、学校相談員、スクールカウンセラー等を適切に派遣・配置したほか、校内支援教室「スペシャルサポートルーム」の小学校への配置を進め、教室に入りづらい児童の居場所づくりと学校生活への支援を行いました。
- 不登校児童生徒の教育機会の確保では、教育支援教室「おあしす」での学習支援や自立支援に取り組んだほか、「オンラインおあしす」を開設するとともに、学校から授業配信のできるインターネット環境の整備を行いました。
- 多様な就学機会への支援では、就学援助制度や入学準備金貸付制度の適切な制度運用に取り組み、経済的な負担軽減を図るとともに経済的理由で進学等を断念することがないよう教育機会の均等に努めました。
- 日本語を母語としない児童生徒への支援では、学校の要望に応じて日本語指導員を適切に配置し、語学指導のみならず学校生活を円滑に過ごすことができるよう支援しました。
- 幼児教育の振興では、市内幼稚園等における教育環境の向上を図るための補助を実施しました。また、幼児教育から小学校教育への円滑な接続ができるよう、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校等が連携を図り、学びの連続性や「幼保小の架け橋プログラム」等の共通理解を図りました。

(2) 指標の進捗状況

指標名	目標値等		R6 年度末 実績値
	令和元年度末 現状値	R7 年度末 目標値	
特別支援学級設置率	64.4%	90.0%	95.5%
不登校発生率	小学校：0.38% 中学校：3.20%	小学校：0.28% 中学校：2.95%	小学校：1.66% 中学校：4.77%

(3) 今後の課題

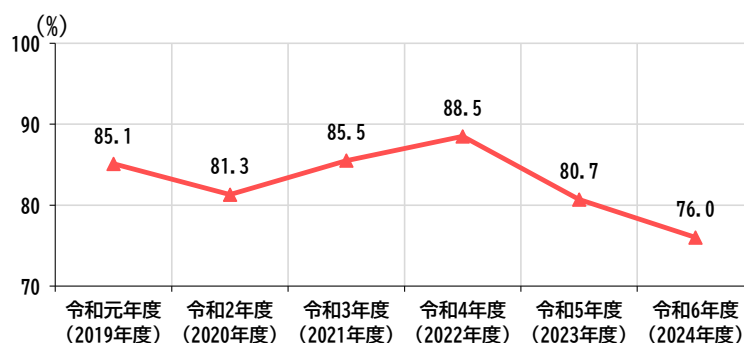
- 環境教育の推進では、持続可能な社会の担い手となる人材育成に向け、生物多様性調査や学校ビオトープを活用した環境教育の充実に取り組む必要があります。
- 安全教育の充実では、実践的な訓練等を実施し、災害発生時等に適切に対応できる体制の構築に努めるほか、児童生徒の安全意識の向上を図るため、交通安全や防犯等に関する教育を推進していく必要があります。
- 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進では、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒を含めた個別の教育支援プランを作成・活用し、特別支援教育の推進に取り組む必要があります。
- 特別支援教育のための環境整備では、多様化する教育的ニーズに対応できるよう、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員の適切な配置、障がい種に応じた特別支援学級および通級指導教室の適切な設置が必要です。
- 不登校の未然防止対策の推進では、魅力ある学校づくりの視点を踏まえた校内支援体制の強化を図るほか、校内支援教室「スペシャルサポートルーム」の設置を進めていく必要があります。
- 不登校児童生徒の教育機会の確保では、教育支援教室「おあしす」や「オンラインおあしす」における学びと自立の支援を推進するとともに、オンライン授業配信など ICT を活用した学びの場の充実を図る必要があります。
- 多様な就学機会への支援では、教育機会の均等を図るため、就学援助制度や入学準備金貸付制度の周知方法や分かりやすい案内・手続き方法を検討するとともに、国や県の制度を踏まえた見直しを検討する必要があります。
- 日本語を母語としない児童生徒への支援では、日本語指導を必要とする児童生徒の増加に合わせ、日本語指導員登録者の増員や指導時間の増加、資質向上に努める必要があります。
- 幼児教育の振興では、発達段階や学びの連続性・系統性を意識しながら、子どもたちへの指導支援を進めることができるよう、幼児期の教育から小学校教育へのより一層円滑な接続を目指していく必要があります。

施策の方向 6 質の高い教育環境を整備する

(1) これまでの取り組みと成果

- 教職員研修の充実では、年次経験者研修や職務に応じた研修のほか、本市の課題に応じた研修を実施するとともに、オンライン研修を積極的に取り入れながら教職員の資質・能力の向上に取り組みました。
- 教職員の健康の維持と管理では、年 2 回のストレスチェックを実施し、教職員のセルフケアと健康の保持増進を促進しました。
- 働き方改革の推進では、時間外在校等時間が長時間になっている教職員に対し、産業医との面談機会の提供や疲労蓄積度自己診断チェックを実施し、一人ひとりの健康状態や業務状況の把握に努めました。また、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を配置することで、教職員の業務の軽減を図りました。
- 地域人材を生かした活動の推進では、地域の方等による放課後学習の支援体制の整備に取り組みました。また、部活動外部指導者や部活動指導員を活用し、部活動の充実・活性化や教職員の負担軽減に努めたほか、休日の部活動の地域移行に向けて、多様な主体によるモデル事業を実施しました。
- 安全な学校施設の整備と充実では、老朽化等に伴う学校施設・設備の修繕・改修を行うとともに、照明の LED 化やバリアフリー化に取り組みました。また、家庭や警察署等と連携し通学路の危険箇所の抽出を行うなど、登下校の安全確保に努めました。
- 快適な学校環境の整備と充実では、屋内運動場等への空調設備等の設置を進めました。また、高速で安定したネットワーク環境である「学術ネットワーク（SINET）」を導入したほか、オンライン授業配信用タブレット端末を市立小中学校に配付するなどオンライン環境を整備しました。

■研修受講者アンケートにおいて「大変わかりやすかった」と回答した教職員の割合



資料：教育センター

(2) 指標の進捗状況

指標名	目標値等		R6 年度末 実績値
	令和元年度末 現状値	R7 年度末 目標値	
研修受講者アンケートにおいて「大変わかりやすかった」と回答した教職員の割合	85.1%	95.0%	76.0%

(3) 今後の課題

- 教職員研修の充実では、教職員の大量退職・大量採用や働き方改革、学習指導要領の趣旨等を踏まえた研修内容の充実に引き続き努める必要があります。
- 教職員の健康の維持と管理では、引き続き教職員の心身の健康の保持増進を図るため、メンタルヘルス対策として、ストレスチェックの受検を呼びかけるとともに、産業医による面談や健康指導等を通じたケアを行い、教職員の健康の保持・増進に努める必要があります。
- 働き方改革の推進では、時間外在校等時間は繁忙期と非繁忙期の差が大きいことから、時期の差や職員間の格差等を解消する必要があります。また、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の効果的な配置や、業務の精選・見直し・効率化を図るなど、教職員が教職員でなければならない業務に集中できる環境づくりに取り組む必要があります。
- 地域人材を生かした活動の推進では、地域との連携を強化し、放課後の学習支援を充実させるほか、部活動の地域連携・地域移行において、部活動外部指導者や部活動指導員の増員に努めるとともに、休日の部活動地域移行に向けてモデル事業を実施し、国や県の動向を注視しながら環境整備を進める必要があります。
- 安全な学校施設の整備と充実では、老朽化等に伴う修繕・改修を適切に実施していくとともに長寿命化改修の検討を進める必要があります。
- 快適な学校環境の整備と充実では、近年の猛暑日の増加に対応するため特別教室への空調設備等の設置を進めるほか、次世代校務支援システムの整備を進めるなど、教育現場のDX（デジタルトランスフォーメーション）をさらに進める必要があります。

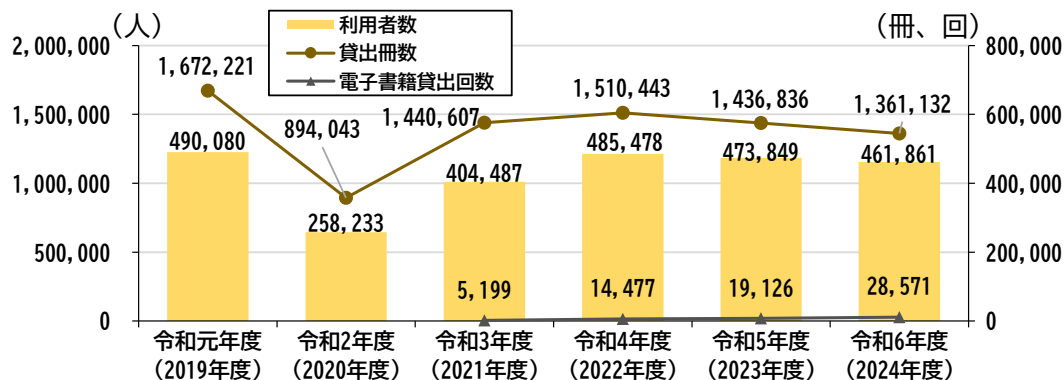
基本目標2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する

施策の方向1 生涯にわたる学びを進める

(1) これまでの取り組みと成果

- 市民との協働による生涯学習推進体制の充実では、「生涯学習リーダー養成講座」や「生涯学習ボランティア養成講座」を開催するなど、循環型生涯学習社会の担い手育成等に取り組みました。
- 多様な学習機会の充実では、「生涯学習フェスティバル」や「こしがや市民大学」のほか、生涯学習の拠点施設である公民館を中心に各種学級・講座を開催し、市民の学びのきっかけづくりと学習機会の充実に努めました。
- 科学技術体験センター事業の充実では、科学館の特性を生かした講座等を実施し、市民の科学技術への興味・関心を喚起したほか、学校では行うことが難しい科学実験・工作を実施し、体験的に科学を理解できるよう努めました。
- 人権教育推進事業の充実では、人権講演会や各地区における人権教育講座を開催するなど、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図りました。
- 図書館機能の充実では、市内各図書室・公民館との連携や移動図書館による巡回等、市民が身近な場所で図書館を利用できるよう努めたほか、電子書籍のコンテンツ数の充実等に取り組みました。
- こども読書活動の推進では、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、「夏休み宿題応援講座」や講演会・ワークショップを開催し、こどもが読書に親しめる機会の提供に取り組みました。
- 野口富士男文庫の運営では、本市にゆかりのある作家である野口富士男に関する講演会等の開催や小冊子等の発行を行い、本市を題材・舞台とする文学を中心に市民の日本近代文学への関心を高める取り組みを行いました。

■ 越谷市の図書館（室）の利用者数・貸出冊数（個人）の推移



資料：図書館

(2) 指標の進捗状況

指標名	目標値等		R6 年度末 実績値
	令和元年度末 現状値	R7 年度末 目標値	
生涯学習関係団体と連携した事業数	92 事業	92 事業	89 事業
市が主催する各種学級・講座の参加者数	29,968 人	38,000 人	26,844 人
科学講座における新規事業の割合	15%	25%	26%
蔵書冊数	662,000 冊	700,000 冊	677,808 冊

(3) 今後の課題

- 市民との協働による生涯学習推進体制の充実では、市民が学習成果を地域社会に還元し、循環型生涯学習社会の担い手として活躍することができるよう、生涯学習リーダーやボランティアの育成と積極的な情報発信に取り組む必要があります。
- 多様な学習機会の充実では、市民がライフステージ・ライフスタイルに応じて各種学級・講座等に参加できるよう、内容や開催方法・曜日・時間帯等を配慮するなど、だれもが参加できる環境づくりが必要です。
- 科学技術体験センター事業の充実では、県内の数少ない科学館の一つとして、科学技術に特化した講座等を充実させるとともに、適切な修繕や施設改修を行うなど、快適に施設を利用できる環境整備に取り組む必要があります。
- 人権啓発活動の推進では、啓発物の配布や広報紙等への啓発文の掲載等を通じて継続的に人権意識の高揚を図る取り組みを行うことが必要です。
- 図書館機能の充実では、計画的な蔵書の整備に取り組みつつ、電子書籍の充実を図る必要があります。また、施設・設備の適切な修繕・改修を行い、快適な利用環境を整備していく必要があります。
- こども読書活動の推進では、児童生徒の 1 人 1 台タブレット端末を活用するため、学校教育との連携を図りながら、同時アクセス可能な電子書籍（読み放題パック）の導入を進め、電子図書館の利用促進に取り組む必要があります。
- 野口富士男文庫の運営では、文庫所蔵資料の保存と活用のため、目録を含む一部資料のデジタル化について検討していくとともに、多くの市民に周知していくことが必要です。

(1) これまでの取り組みと成果

- 活動機会の充実では、文芸作品等を紹介する「川のあるまちー越谷文化」を発行し、市民の発表機会の充実や創作意欲の向上、文芸創作活動の普及に努めました。また、「越谷市美術展覧会」や「越谷市民文化祭」等を開催し、市民の日頃の創作活動や文化活動の発表機会の提供に取り組みました。
- 芸術文化に接する機会の充実では、芸術文化活動の拠点施設である越谷コミュニティセンターにおいて優れた舞台芸術・作品展示等を開催し、市民が身近な場所で芸術文化に接する機会の提供に取り組みました。
- 郷土芸能の継承では、「郷土芸能祭」や「郷土芸能体験教室」等を開催し、市民の郷土芸能への興味・関心や愛着を育み、将来の担い手を育てる契機となる場の提供に取り組みました。
- こしがや能楽堂を拠点とした伝統文化の推進では、「こしがや薪能」や「こしがや能楽の会」等を開催し、市民の伝統文化の鑑賞および発表の場の提供に努めました。
- 文化財調査活動の推進では、市内遺跡の調査を実施し、遺跡の新たな発見や範囲を見直したほか、発掘調査成果をまとめた報告書を刊行しました。また、「越ヶ谷秋まつり」の調査を実施し、成果をまとめた報告書を刊行するとともに、石造物や歴史資料等の調査を進め、市域に残る文化財の把握と継承に努めました。
- 文化財の保存と活用の推進では、市の所有する知的資産をデジタル化し、蓄積・保存するとともに、インターネット上で公開する「越谷市デジタルアーカイブ」を整備しました。また、「大間町旧中村家住宅」および「旧東方村中村家住宅」における伝統文化体験講座の開催や社会科見学の受け入れ、文化財に関する展示や情報発信を行うなど、地域の歴史や文化を学ぶ機会の提供に努めました。さらに、指定文化財の修理・管理事業への補助金の交付、および市所有の文化財建造物や歴史資料等の長寿命化措置を行うなど、文化財の保存と継承に努めました。

(2) 指標の進捗状況

指標名	目標値等		R6 年度末 実績値
	令和元年度末 現状値	R7 年度末 目標値	
市が主催する芸術文化活動等の出品者数・参加者数	4,576 人	5,000 人	4,114 人
こしがや能楽堂における主催事業の来場者数	2,485 人	3,000 人	2,448 人
越谷市民文化祭の参加者数	12,059 人	15,000 人	6,983 人
文化財活用事業の参加者数	6,999 人	7,300 人	16,008 人

(3) 今後の課題

- 活動機会の充実では、市民が身近な場所で創作・文化・芸術活動を行い、発表できる場の充実を図る必要があります。
- 芸術文化に接する機会の充実については、文化活動の拠点施設である越谷コミュニティセンターにおいて、優れた舞台芸術や作品展示等を実施し、鑑賞の機会の充実に努める必要があります。
- 郷土芸能の継承では、市民の郷土芸能への興味・関心を高めるとともに、担い手の後継者育成の取り組みに努めることが必要です。
- こしがや能楽堂を拠点とした伝統文化の推進では、市民が身近な場所で伝統芸能鑑賞・体験できる場を提供するため、施設の利活用促進に努める必要があります。
- 文化財調査活動の推進では、市内の埋蔵文化財や民俗行事、歴史資料等の調査を計画的に進めていく必要があります。
- 文化財の保存と活用の推進では、「大間野町旧中村家住宅」および「旧東方村中村家住宅」の適切な保存管理を行いながら利用促進に努めるとともに、市の歴史や文化財に関する講座や情報発信等を行い、市民理解を深める機会を提供していく必要があります。また、市の所有する知的資産のデジタル化を進めるとともに、デジタルアーカイブの内容充実および利活用の促進に努める必要があります。さらに、市が収集・保管している歴史資料等の整理を進め、展示や公開等の活用を図るとともに、適切に保存できる環境・施設について検討する必要があります。

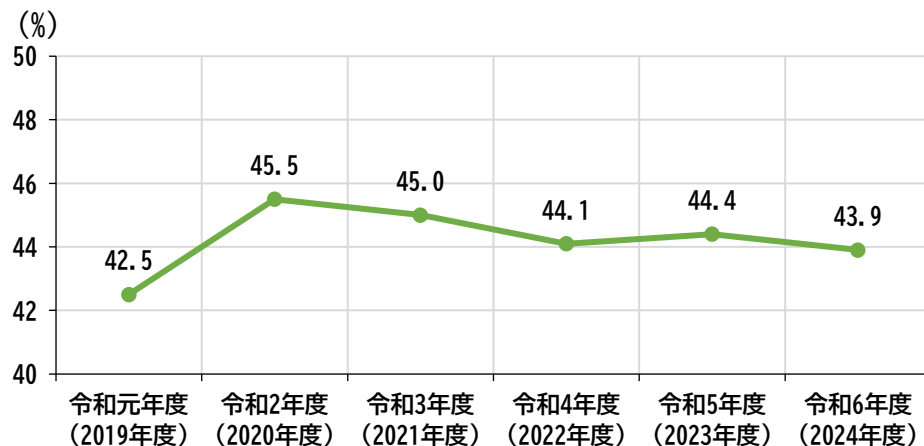
基本目標3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる

施策の方向1 健康ライフスタイルづくりを支援する

(1) これまでの取り組みと成果

- 大会やイベントの充実では、市民体育祭種目別大会やファミリースポーツデイを開催し、内容を改善しながら参加者の増加に努めました。また、各種教室・講座についても、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで開催し、市民のスポーツ・レクリエーション活動へ参加する機会の提供に努めました。
- 成人の健康・体力づくりの支援では、休日や平日の夜間の参加しやすい時間帯において「勤労者向けスポーツ教室」を開催しました。
- 障がい者の健康づくりの支援では、インクルーシブスポーツの普及に向け、ボッチャ大会やモルック体験会を開催したほか、障がい者福祉施設への出前講座を実施しました。
- スポーツ観戦機会の充実では、プロスポーツチーム等が主催試合等を開催できるよう体育施設の利用調整等に努めたほか、本市にゆかりがある選手やチームが出場する国際的・全国的な大会のパブリックビューイングを開催しました。

■ スポーツ・レクリエーション活動を週1回以上行う成人市民の割合



資料：スポーツ振興課

(2) 指標の進捗状況

指標名	目標値等		R6 年度末 実績値
	令和元年度末 現状値	R7 年度末 目標値	
スポーツ教室の開催回数	48 回	48 回	76 回
スポーツ・レクリエーション 活動を週 1 回以上行う成人 市民の割合	42.5%	50.0%	43.9%
プロスポーツ等の試合開催 日数	21 日	21 日	24 日

(3) 今後の課題

- 大会やイベントの充実では、多様化する市民ニーズに沿ったものとなるよう、内容の見直しや民間活力を活用するなど、だれもが参加しやすい活動機会を提供する必要があります。
- 成人の健康・体力づくりの支援では、成人の運動不足の解消や心身のリフレッシュを図るため、参加しやすい日時・会場とするほか、より興味を惹くようなプログラムを検討するなど、教室等の検討に努める必要があります。
- 障がい者の健康づくりの支援では、インクルーシブスポーツの普及に向け、障がいの有無にかかわらずだれもが参加できるスポーツ・レクリエーション活動機会の提供に努める必要があります。
- スポーツ観戦機会の充実では、プロスポーツチームのホームゲーム等を開催できるよう、体育施設の利用調整を図るとともに、関係機関等との連携を強化しながら観戦機会の充実を図る必要があります。

(1) これまでの取り組みと成果

- スポーツ・レクリエーションに係る人材の育成では、スポーツリーダーバンク登録者等を対象に指導者講習会を実施したほか、スポーツボランティアとの協働により各種大会等の運営を行うなど、市民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動を支える体制づくりに努めました。
- 体育施設の充実では、体育館や屋外体育施設等の適切な維持管理・改修に取り組んだほか、第1・第2体育館の老朽化に伴い、同地に「地域スポーツセンター」を整備しました。
- 体育施設の利用促進では、市民が体育施設を利用するきっかけとなるよう、指定管理者のノウハウを生かしたイベント等を開催したほか、市民が施設をより利用しやすいよう利用方法の情報提供等に努めました。

(2) 指標の進捗状況

指標名	目標値等		R6 年度末 実績値
	令和元年度末 現状値	R7 年度末 目標値	
スポーツリーダーバンク登録者数	累計 98 人	累計 125 人	累計 121 人
主要体育施設の利用者満足度	96.3%	100.0%	97.1%
体育館の利用者数	466,279 人	500,000 人	541,195 人

(3) 今後の課題

- スポーツ・レクリエーションに係る人材の育成では、指導者やスポーツボランティア等スポーツ・レクリエーション活動を支える担い手を確保・育成し、持続可能な体制づくりに取り組む必要があります。
- 体育施設の充実については、老朽化が進む地域体育館の長寿命化改修や屋外体育施設等の計画的な改修など、個別施設計画を踏まえながら体育施設の維持管理・改修に取り組む必要があります。
- 体育施設の利用促進では、利用率が低い野球場等の有効活用を検討するなど、多くの方がスポーツ・レクリエーション活動を行える環境づくりが必要です。

第5章 施策の体系

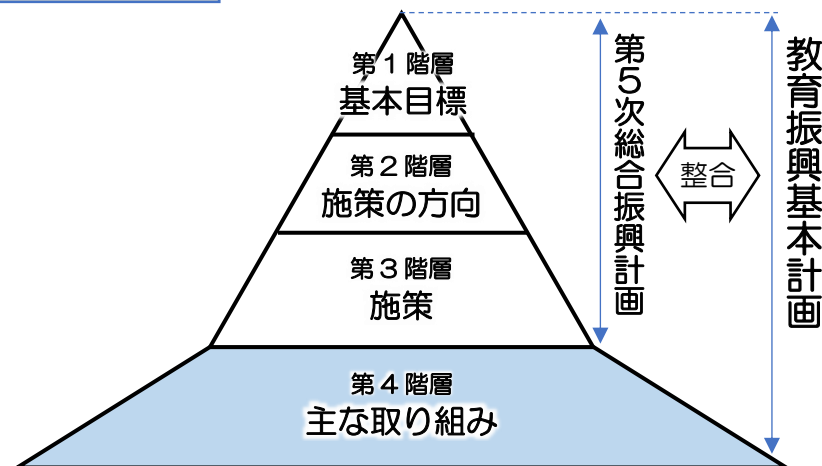
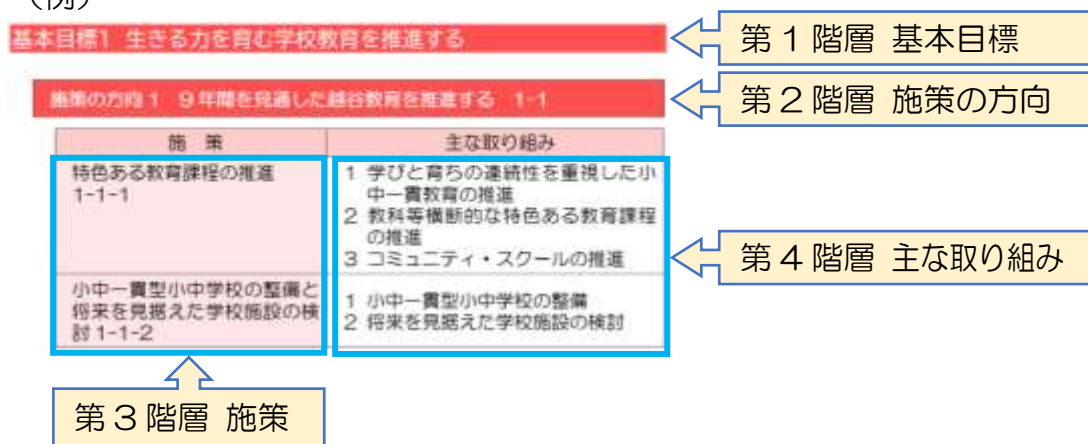
本計画における施策の体系は、第3期計画と同様に、①基本目標、②施策の方向、③施策、④主な取り組みの、4階層の構造となっています。

このうち、①基本目標、②施策の方向、③施策の3階層については、本市の最上位計画である第5次越谷市総合振興計画の大綱6の施策体系と一致しています。

本計画は、教育分野における部門計画であり、本市教育の振興のために取り組むべきすべての要素を包括する基本計画であることから、第4階層の主な取り組みにおいて、具体的にどのような施策に取り組んでいくのかを示しています。

なお、第3期計画においては、3つの基本目標のもと、10の施策の方向、26の施策、68の主な取り組みを設定し、様々な事業に取り組んできました。第4期計画では、その後の時代の変化に対応するように、取り組み内容や施策の目的について整理し、施策の体系についてもあわせて見直しを行いました。

(例)



基本目標１ 生きる力を育む学校教育を推進する

施策の方向１ ９年間を見通した越谷教育を推進する １-１

施 策	主な取り組み
特色ある教育課程の推進 １-１-１	１ 学びと育ちの連続性を重視した小 中一貫教育の推進 ２ 教科等横断的な特色ある教育課程 の推進 ３ コミュニティ・スクールの推進
小中一貫型小中学校の整備と 将来を見据えた学校施設の検 討 １-１-２	１ 小中一貫型小中学校の整備 ２ 将来を見据えた学校施設の検討

施策の方向２ 確かな学力を育む １-２

施 策	主な取り組み
一人ひとりの学力を伸ばす教 育の推進 １-２-１	１ わくわく感のある授業づくりの推 進 ２ 個を生かし伸ばす指導の充実 ３ 学力調査等の活用
新しい時代に求められる資 質・能力の育成 １-２-２	１ 指導内容・指導方法の工夫・改善 ２ ＩＣＴを活用した教育の充実 ３ 伝統と文化を尊重する教育の推進 ４ 英語教育の推進 ５ 学校図書館の充実

施策の方向３ 豊かな心を育む １-３

施策	主な取り組み
豊かな心を育む教育の推進と 生徒指導の充実 １-３-１	１ 道徳教育の振興 ２ 体験・交流の機会の充実 ３ きめ細かな生徒指導体制の充実
教育相談体制の充実といじめ 防止対策の推進 １-３-２	１ 教育相談体制の充実 ２ いじめ防止対策の推進
学校教育における人権教育の 推進 １-３-３	１ 人権教育啓発活動の充実 ２ 人権問題を主体的に考え行動する 児童生徒の育成

施策の方向 4 健やかな体を育む 1-4

施策	主な取り組み
健康教育の充実 1-4-1	1 児童生徒の体力向上 2 学校保健の充実
学校給食の充実と食育の推進 1-4-2	1 栄養管理の充実 2 食育の推進
学校給食施設の維持管理・整備 1-4-3	1 学校給食センターの維持管理・充実 2 学校給食施設整備の推進

施策の方向 5 自立する力を育む 1-5

施策	主な取り組み
主体的に社会の形成に参画する力の育成 1-5-1	1 キャリア教育の推進 2 環境教育の推進 3 安全教育の充実
障がいのあるこどもへの支援と指導の充実 1-5-2	1 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進 2 特別支援教育のための環境整備
不登校児童生徒への支援 1-5-3	1 不登校の未然防止対策の推進 2 不登校児童生徒の教育機会の確保
一人ひとりの状況に応じた教育支援 1-5-4	1 多様な就学機会への支援 2 日本語を母語としない児童生徒への支援 3 幼児教育の振興

施策の方向 6 質の高い教育環境を整備する 1-6

施策	主な取り組み
教職員の資質・能力の向上 1-6-1	1 教職員研修の充実 2 人事評価制度の活用 3 教職員の健康の維持と管理
学校の組織運営の改善 1-6-2	1 コミュニティ・スクールの推進【再掲】 2 働き方改革の推進 3 地域と連携・協働した教育の推進
安全・安心で快適な学習環境の整備・充実 1-6-3	1 安全な学校施設の整備と充実 2 快適な学校環境の整備と充実

基本目標２ 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する

施策の方向１ 生涯にわたる学びを進める 2-1

施策	主な取り組み
生涯学習活動の充実と学習成果の活用 2-1-1	1 生涯学習推進体制の充実 2 多様な学習機会の充実 3 科学技術体験センター事業の充実
社会教育における人権教育の推進 2-1-2	1 人権教育推進事業の充実 2 人権啓発活動の推進
図書館サービスの充実 2-1-3	1 図書館機能の充実 2 図書館文化活動の推進 3 こども読書活動の推進 4 野口富士男文庫の運営

施策の方向２ 文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する 2-2

施策	主な取り組み
芸術文化活動の推進 2-2-1	1 活動機会の充実 2 芸術文化に接する機会の充実
特色ある伝統文化の振興 2-2-2	1 郷土芸能の継承 2 こしがや能楽堂を拠点とした伝統文化の推進
文化財の調査・保存・活用 2-2-3	1 文化財調査活動の推進 2 文化財の保存と活用の推進

基本目標3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる

施策の方向1 健康ライフスタイルづくりを支援する 3-1

施策	主な取り組み
活動機会の充実 3-1-1	1 市民の健康・体力づくりへの支援 2 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会・交流づくりの推進
スポーツ観戦機会の充実 3-1-2	1 プロスポーツ等観戦機会の充実 2 プロスポーツチームへの支援

施策の方向2 スポーツ・レクリエーション活動を支援する 3-2

施策	主な取り組み
活動団体への支援と指導者等の確保・育成 3-2-1	1 活動団体への支援 2 指導者等の確保・育成
スポーツ・レクリエーション施設の維持管理・改修 3-2-2	1 体育施設の維持管理・改修 2 体育施設の利用促進

第2編 各論

第1章 施策の展開

本章では、基本目標ごとに第4期計画期間中に展開する「施策の方向」、「施策」、「主な取り組み」の内容を示します。

第1階層「基本目標」では、めざす姿とその内容について、第2階層「施策の方向」では、現状や課題、本市が重要と考えていることやそのために取り組む内容について、第3階層「施策」および第4階層「主な取り組み」では、実行していく施策名と具体的にに取り組んでいく事業等の内容について次のとおり記述しています。

(例) 施策番号



(例) 基本目標

基本目標2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する

第1階層
基本目標

めざす姿

あらゆる世代の学びの機会を充実し、だれもが生涯にわたって豊かに生きることができる環境が整備されている

子どもから高齢者まで、それぞれの興味や関心に応じて生涯にわたって学ぶことができるよう、各種学級・講座などの学習機会および図書館サービスの充実、芸術文化活動の推進、文化財の調査・保存・活用などに取り組み、いつでも、どこでも、だれもが主体的・継続的に学習活動を行える環境を目指します。

また、学びの成果を発表できる機会を充実し、その成果を地域社会に活かすことができる環境を整えることにより、市民のさらなる学習意欲の向上や地域参加を図り、一人ひとりが学習活動を通して生きがいを感じ、人生をより豊かにできる社会を目指します。

基本目標でめざす姿とその内容を記述

施策の方向

生涯にわたる学びを進める 2-1

文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する 2-2

基本目標を達成するために掲げた施策の方向一覧

（例）施策の方向

【施策の方向 1 生涯にわたる学びを進める 2-1】

市民が主体的に生涯学習活動に取り組むことができるよう、関係団体と連携した推進体制の充実を図るとともに、ライフステージ・ライフスタイルに応じた各種学級・講座の開催や特色ある科学技術体験事業の実施など、学習活動の充実に努めます。

人権教育については、部落差別をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ります。

図書館では、計画的に蔵書を整備するとともに、より多くの市民が図書館サービスを利用できるよう、子どもが読書を楽しむ機会の提供や電子書籍等の充実を図ります。また、各図書室の分館化に向けた検討など、図書館機能の強化に取り組めます。

施策の体系

施策の方向 1 生涯にわたる学びを進める 2-1

生涯学習活動の充実と学習成果の活用 2-1-1

社会教育における人権教育の推進 2-1-2

図書館サービスの充実 2-1-3

第2階層

施策の方向

施策の方向ごとに、現状や課題、本市が重要と考えていることや、そのために取り組む内容について記述

施策の方向ごとに実行する施策を体系化

（例）施策と主な取り組み

施策 図書館サービスの充実 2-1-3

2131 図書館機能の充実

- 図書館サービスの一層の充実と利用者への利便性の向上を図るため、資料の計画的な収集や歴史的資料の活用、視聴覚ライブラリーの充実に取り組むとともに、図書館システムの更改を行い、貸出・返却方法の効率化、移動図書館の事務のオンライン化などの機能充実に努めるほか、資料検索、予約・リクエストサービス、レファレンスサービスなど利用者のニーズに応じたサービスを提供します。
- 移動図書館による巡回や地区センター・公民館等との連携強化に取り組むとともに、図書館サービスを一体的・効率的に提供するため、北部図書室、南部図書室、中央図書室の分館化に向けて検討します。
- だれもが利用しやすい図書館をめざすため、電子書籍の充実を図り、いつでもどこでも貸出ができる環境づくりや、障がい者向け資料を強化するなど、障がい者や日本語を母語としない方など幅広い市民の読書活動を推進します。

主管課 図書館

第3階層

施策

第4階層

主な取り組み

主な取り組みとして、より具体的に取り組んでいく事業等について記述

主管課および連携を図る関係課(市長部局含む)を記載

基本目標1 生きる力を育む学校教育を推進する

めざす姿

自ら夢や希望、目標を持って、自立していくための基礎となる確かな学力、健康な心と体が育まれている

本市の未来を担っていく子どもたちが、変化の激しい社会において自らの夢や希望、目標に向かって粘り強く学び、生きる力の基盤を育めるよう、基礎的・基本的な知識・技能や、答えが一つに定まらない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力、さらには、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度など、発達段階に応じた確かな学力の育成を目指します。

また、他者を思いやる心や規範意識、自他の生命尊重、自己肯定感などこどもが健やかに成長するために必要な豊かな心を育むとともに、生涯にわたって健康な生活が送れるよう保健教育や食育の推進、運動習慣の確立など、健やかな体の育成を目指します。

施策の方向

9年間を見通した越谷教育を推進する 1-1

確かな学力を育む 1-2

豊かな心を育む 1-3

健やかな体を育む 1-4

自立する力を育む 1-5

質の高い教育環境を整備する 1-6

【施策の方向 1 9年間を見通した越谷教育を推進する 1-1】

自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造することの育成を目指し、小中一貫教育を通して、カリキュラム・マネジメントの確立による特色ある教育課程を推進します。

また、小中一貫教育のさらなる推進のため、教育環境の整備充実に取り組むとともに、将来の児童生徒数の推移等を勘案しながら今後の学校教育施設の在り方について検討します。

施策の体系

9年間を見通した越谷教育を推進する 1-1

特色ある教育課程の推進 1-1-1

小中一貫型小中学校の整備と将来を見据えた学校施設の検討 1-1-2

施策 特色ある教育課程の推進 1-1-1

1111 学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育の推進

- 小中学校における学びと育ちの連続性を重視し、9年間を通じて児童生徒の生きる力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」を実践した「授業づくり」や自己肯定感を高める「心づくり」、学校生活充実感の高揚を図る「規範づくり」を核とした系統的な取り組みを推進します。
- 小中一貫教育の共通のねらいである「学力の向上」、「自己肯定感の高揚」および「学校生活充実感の高揚」を図る教育活動の研究指定や、9年間の区切りを柔軟にし、発達段階に応じた指導体制づくりを推進します。

主管課 指導課、教育センター 関係課 学務課

1112 教科等横断的な特色ある教育課程の推進

- 小中一貫教育の成果を踏まえ、児童生徒が主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できるよう、全小中学校が学習指導要領の趣旨に基づいてカリキュラム・マネジメントを確立し、教育活動の質を高める特色ある教育課程の実現を推進します。
- 児童生徒や地域の状況に応じた学校教育目標の実現に向けて、複数の教科等の連携を図る授業づくりや地域と連携した授業の実践、「総合的な学習の時間」を中心とした探究的な学習を推進します。
- 越谷市教育研究委員会の研究結果を活用し、各学校および教職員の課題に応じた指導内容・指導方法の工夫改善に努めます。

主管課 指導課、教育センター 関係課 学務課

1113 コミュニティ・スクールの推進

- 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを見守り、育成するため、全小中学校のコミュニティ・スクールのさらなる充実を支援し、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを推進します。
- 児童生徒や保護者の信頼が得られるような学校づくりを行うため、学校関係者評価を市内の全小中学校で実施・公表するとともに、学校運営や教育活動の改善に努めます。

主管課 指導課 関係課 学務課

施策 小中一貫型小中学校の整備と将来を見据えた学校施設の検討 1-1-2

1121 小中一貫型小中学校の整備

- 児童生徒の快適な学習環境を整え、小中学校 9 年間にわたる学びと育ちの連続性を重視した教育を展開するため、地域の特徴に応じた特色ある小中一貫型小中学校の施設整備に取り組みます。

主管課 学務課

関係課 学校管理課、指導課、教育センター

1122 将来を見据えた学校施設の検討

- 将来の児童生徒数の推移や学校施設の老朽化等を踏まえ、市内小中学校の規模や配置等について、市民や地域とともに長期的な視点で検討を進めます。

主管課 学校管理課

関係課 学務課、指導課、給食課

【施策の方向 2 確かな学力を育む 1-2】

小中一貫教育により、9 年間の学びの連続性を確保し、また、「主体的・対話的で深い学び」の充実により、わくわく感のある授業を実践することで、義務教育 9 年間のなかで確かな学力を育みます。

また、ICT を活用した教育の充実を図るとともに、児童生徒のコミュニケーション能力を高めるため、ALT（語学指導助手）を効果的に配置し、英語教育の推進に取り組みます。

施策の体系

確かな学力を育む 1-2

一人ひとりの学力を伸ばす教育の推進 1-2-1

新しい時代に求められる資質・能力の育成 1-2-2

施策 一人ひとりの学力を伸ばす教育の推進 1-2-1

1211 わくわく感のある授業づくりの推進

- 小中学校 9 年間で確実に学びを積み上げ、児童生徒の学力の向上を図るため、小中一貫教育の視点による研究指定、学びの連続性を重視した学習指導の実施、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた「わくわく感のある授業づくり」に取り組みます。

主管課 指導課、教育センター

1212 個を生かし伸ばす指導の充実

- 児童生徒の学習状況に応じた「指導の個別化」と児童生徒の興味・関心に応じた「学習の個性化」を推進することで、児童生徒の資質・能力の育成や自己肯定感の高揚を図り、個を生かし伸ばす指導の実践を目指します。
- 習熟度に応じた学習機会の充実を図るため、学習支援アプリの効果的な活用や、退職教職員による「こぼと塾」および学生ボランティア等との連携による学習支援の推進に取り組みます。

主管課 指導課、教育センター

1213 学力調査等の活用

- 児童生徒の学力・学習意欲を伸ばす学習指導を行うため、学力調査等の結果を活用して、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力を活用する力、学習意欲・態度の分析を行い、指導内容の改善に活かすとともに、課題に応じた検証テストを実施し、確かな学力の育成を図ります。
- 学力調査等の CBT 化に伴い、確実な実施に向けた児童生徒および教職員への支援を推進します。

主管課 教育センター

1221 指導内容・指導方法の工夫・改善

- 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育課程を着実に実施できるよう、各教科等の特質に応じた視点・考え方に基づき、知識を相互に関連付けながらより深い学びを推進する授業づくりや、多様な他者の異なる考え方を共有し、その良さを見つけて協働して学びに向き合う授業づくりに取り組むことで、「主体的・対話的で深い学び」を目指します。
- 教職員研修や授業改善に係る指導資料の充実、優れた授業動画の配信など指導内容・指導方法の工夫改善に取り組むとともに、カリキュラム・マネジメントの確立に努めます。
- 児童生徒の学力向上と教育水準の維持、向上を図るため、小中学校において使用する教科用図書を適正かつ公正に採択します。

主管課 指導課、教育センター

1222 ICTを活用した教育の充実

- 児童生徒が情報活用能力を身に付けるとともに可能性を最大限に伸ばすことができるよう、生成 AI を含む ICT の利点を生かした授業づくりを推進し、児童生徒の 1 人 1 台タブレット端末をはじめとしたデジタル学習基盤と教科書・教材等の適切な「学びの手段」を組み合わせた授業づくりを推進します。
- 教職員の ICT を活用した指導力の向上に取り組むとともに、生成 AI や教育データを利活用することによる適切な学習指導・生徒指導・校務負担軽減に取り組めます。

主管課 教育センター

1223 伝統と文化を尊重する教育の推進

- 日本人として大切にしてきた文化を積極的に享受し、我が国の伝統や文化を語り継承していこうとする態度を育む教育を推進するため、古典や歴史、芸術の学習などはもとより、活動成果を発表する場として「日本文化伝承の集い」や、能楽などの伝統芸能への理解を深める体験学習等を実施するとともに、伝統文化に関連する部活動（中学校）やクラブ活動（小学校）に専門性を持った外部指導者を招き、様々な体験や文化に接する機会を提供します。
- 様々な国や地域についての学びを通して、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働して世界で活躍できる人材を育成するため、幅広い教養や異文化理解の精神などの国際的素養を育む教育を推進するとともに、中学校における姉妹都市派遣事業に対する支援等を行います。

主管課 指導課

1224 英語教育の推進

- 児童生徒が英語に親しみ、グローバル化に対応できる能力を育めるようコミュニケーション能力を高める英語教育の充実を図るため、語学指導や国際理解教育の指導にあたる語学指導助手（ALT）の効果的な配置と資質の向上に努めるとともに、小学校の英語教育の充実に向けた教職員研修を実施し、英語教育の推進に取り組みます。

主管課 指導課

1225 学校図書館の充実

- 児童生徒の読書活動や学習支援の充実を図るため、学校図書館における読書センター・学習センター・情報センターとして機能の充実を図るとともに、市内全小中学校に学校司書を適切に配置し、司書教諭や学校図書館運営ボランティアと連携して、学習活動の支援および読書活動に関する啓発・広報活動を実施するなど、学校図書館の利用活性化に努めます。

主管課 指導課 関係課 図書館

【施策の方向 3 豊かな心を育む 1-3】

社会、自然等と接する体験活動や道徳教育を推進し、生きる力の基礎となる豊かな心を育みます。

いじめを含めた生徒指導上の諸問題については、未然防止、早期発見、早期解消を目指し、教育相談体制の充実を図ります。

また、部落差別やインターネットによる人権侵害などに対する人権教育や情報モラル教育を推進し、人権問題を主体的に考え行動する児童生徒を育みます。

施策の体系

豊かな心を育む 1-3

豊かな心を育む教育の推進と生徒指導の充実 1-3-1

教育相談体制の充実といじめ防止対策の推進 1-3-2

学校教育における人権教育の推進 1-3-3

1311 道徳教育の振興

- 児童生徒が自己の生き方についての考えを深め、他者を思いやる心や生命を大切にする心、規範意識などを育むため、「特別の教科 道徳」においては問題解決的・体験的な学習を推進するとともに、学校の教育活動全体を通して道徳教育が行えるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を推進します。
- 地域一体となってこどもたちの豊かな心を育てるため、啓発物を配付して「思いやりのまち越谷」の気運を高めるキャンペーンなどを実施し、地域の教育力を生かした道徳教育を推進します。

主管課 指導課

1312 体験・交流の機会の充実

- 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、各学校や地域の実態に応じた勤労活動・生産活動・農業体験・福祉体験・ボランティア活動等の社会や自然等と接する体験活動を推進します。
- 特別活動等を通じて地域の大人や専門家、他学級・他学年等との様々な交流活動を通して、多様な考え方に触れる機会を設けることで、自己肯定感や他者と協働する能力の育成を図ります。
- あらゆる創造の源泉となる豊かな感性や想像力を育むため、芸術系教科における学習、美術展や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動の充実に努めます。

主管課 指導課

1313 きめ細かな生徒指導体制の充実

- 「自己存在感の感受への配慮」「共感的な人間関係の育成」「自己家定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」の4つの視点を踏まえた生徒指導を実施し、児童生徒の自己肯定感の高揚を図るとともに、一人ひとりに対する理解に基づいた生徒指導を推進します。
- 学校や関係機関等と連携・協働し、問題行動に対して組織的に対応する指導体制の充実に努めます。

主管課 指導課

1321 教育相談体制の充実

- 児童生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめ、言葉や発達の遅れ、就学など様々な悩みを抱える保護者や児童生徒に教育相談活動を実施するため、専任教育相談員、専任訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを適切に配置するとともに、児童生徒の1人1台タブレット端末からのSNS等の様々な手段による教育相談活動を推進し、多様なニーズに応えられる教育相談体制の充実に取り組みます。
- 教育相談に関する教職員の研修を行い、カウンセリング技術の向上を図るほか、関係機関と連携し、不登校や自殺防止対策に係るゲートキーパー研修を実施するなど、教職員の資質向上に努めます。

主管課 教育センター

関係課 保健総務課こころの健康支援室

1322 いじめ防止対策の推進

- いじめの未然防止・早期発見に向け、市内統一アンケート調査（越谷市いきいきアンケート）の実施や教職員のいじめ認知に関する意識向上に取り組むとともに、いじめ事案の早期解消に向け、スクールロイヤー制度を活用した法的知見に基づく適切な対応に取り組めます。
- ネットいじめなどの表面化しにくい問題に対応するため、適切なインターネットの利用方法などの情報リテラシー教育を推進するほか、保護者および児童生徒に啓発を行うとともに、情報モラル教育に関する教職員研修を行い、情報モラル教育の推進に努めます。

主管課 指導課、教育センター

施策 学校教育における人権教育の推進 1-3-3

1331 人権教育啓発活動の充実

- 人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解を学校・家庭・地域において深めるため、教職員を対象とした研修や学校における人権教育の実践的な研究を行い、指導方法の工夫改善に取り組みます。

主管課 指導課

関係課 生涯学習課、人権・男女共同参画推進課

1332 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成

- 児童生徒の豊かな人権感覚を育むため、児童生徒を対象とした人権学習資料を作成・配付し、発達段階に応じて人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人材の育成に努めます。
- 学校の教育活動を通して、部落差別をはじめ、LGBTQ、外国人の人権やインターネットによる人権侵害など、多様化する様々な人権問題に対応した児童生徒および教職員の教育に取り組みます。

主管課 指導課、教育センター

関係課 生涯学習課、人権・男女共同参画推進課

【施策の方向 4 健やかな体を育む 1-4】

健康教育の充実を図り、児童生徒の体力向上に努めるとともに、健康管理の大切さを認識し、健康の保持増進に主体的に取り組む児童生徒を育みます。

また、児童生徒の健全な心身を育むため、安全で安心な給食を提供するとともに、栄養教諭等による食に関する指導を充実させるなど、食育の推進を図ります。

さらに、学校給食を安定して継続的に提供するため、学校給食センターの保守点検や修繕等を行うとともに、老朽化が進む学校給食施設の整備について検討します。

施策の体系

健やかな体を育む 1-4

健康教育の充実 1-4-1

学校給食の充実と食育の推進 1-4-2

学校給食施設の維持管理・整備 1-4-3

施策 健康教育の充実 1-4-1

1411 児童生徒の体力向上

- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するため、運動の特性や魅力を体感できる体育の授業を展開するとともに、教職員の意識や指導力が向上するよう、体育に関する研究を進めるほか、実技講習会などの各種研修会等を実施し、きめ細かな指導の実践に取り組みます。

主管課 指導課

1412 学校保健の充実

- 生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を培い、健康の大切さを認識したうえで、自らの健康課題を考え、解決できる児童生徒を育成するため、養護教諭等と連携し、がん教育や薬物乱用防止教育、命の大切さや性に関する知識を正しく理解する指導等の保健教育を推進します。
- 疾病の予防および早期発見、早期治療を図るため、各学校が児童生徒の健康診断および学校歯科保健活動を実施し、保健管理の充実に取り組みます。
- 児童生徒の今日的な健康課題である食物アレルギー・アナフィラキシーについて、教職員研修の実施や関係機関との連携により、学校における対応の充実を図ります。

主管課 学務課、指導課、給食課

関係課 健康づくり推進課

施策 学校給食の充実と食育の推進 1-4-2

1421 栄養管理の充実

- 児童生徒の健全な心身を育むため、多様な食品の組み合わせによる献立研究を推進し、栄養バランスのとれた安全で安心な給食を提供します。

主管課 給食課

1422 食育の推進

- 児童生徒が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付けられるよう、栄養教諭等による食に関する指導を充実させ、家庭での食生活に関する取り組みにつながるよう、学校給食を「生きた教材」とし、学校・家庭・地域の連携による食育の推進を図ります。

主管課 給食課 **関係課** 指導課

施策 学校給食施設の維持管理・整備 1-4-3

1431 学校給食センターの維持管理・充実

- 「学校給食衛生管理基準」に基づく施設・設備の点検・整備および食品の衛生検査を行うとともに、学校給食関係職員の衛生に関する意識の向上に努めるなど、衛生管理の徹底を図ります。
- 充実した学校給食を安定して継続的に提供するため、学校給食センターの保守点検や整備に努めるとともに、施設設備の計画的な改修・修繕を実施します。

主管課 給食課

1432 学校給食施設整備の推進

- 学校給食センターの老朽化に伴い施設の改修・建替え・統合等の検討が必要となっていることから、学校給食施設の整備について検討を進めます。

主管課 給食課

【施策の方向 5 自立する力を育む 1-5】

こどもたちが生涯にわたって自立して生きていけるよう、進路指導・キャリア教育、環境教育や安全教育を推進し、主体的に社会に参画する力を育成します。

また、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、「インクルーシブ教育システム」構築に向けた特別支援教育の推進に取り組みます。

不登校については、未然防止・早期発見・早期対応を図るため、家庭・学校等と連携した総合的な対策、教育相談の充実などに取り組むほか、不登校児童生徒の教育機会の確保に努めます。

さらに、幼児期の教育から大学等まで、多様な就学機会への支援や就学に必要な援助を行うとともに、日本語を母語としない児童生徒への日本語学習の機会の提供に取り組みます。

施策の体系

自立する力を育む 1-5

主体的に社会の形成に参画する力の育成 1-5-1

障がいのあるこどもへの支援と指導の充実 1-5-2

不登校児童生徒への支援 1-5-3

一人ひとりの状況に応じた教育支援 1-5-4

1511 キャリア教育の推進

- 児童生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自己実現するために、キャリア・パスポートの活用を通して自らの学びの履歴を積み重ね、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、自己実現を図ることができるようなキャリア教育を推進します。
- 児童生徒の興味・関心に基づき「越谷市中学生社会体験チャレンジ」の充実に取り組むほか、児童生徒の自己理解を深め、主体的な進路選択や自己実現につなげるなど、個性を生かしたよりよい生き方ができる進路指導の推進に努めます。
- 国家・社会の形成者たる主権者として求められる資質・能力を育むため、教科等横断的な取り組みを推進します。

主管課 指導課

1512 環境教育の推進

- 環境問題を児童生徒一人ひとりが自らの問題として認識し、持続可能な社会の担い手となるよう、小学生による生物多様性調査の実施や、学校ビオトープを活用した実践活動の充実など、環境教育の推進に取り組みます。
- 児童生徒や教職員にとって活用しやすい教材を充実させるため、環境教育資料「しらこぼと」のデジタル化を図るほか、ホームページ「越谷の環境教育」の整備・充実を図ります。

主管課 指導課 関係課 環境政策課

1513 安全教育の推進

- 児童生徒が安全意識を持って危険を予測し、回避する能力が身に付けられるよう、関係機関・団体と連携・協力し、学校・家庭・地域が一体となって交通安全や防犯等に関する安全教育・安全管理の充実を図ります。
- 児童生徒が自らの判断に基づいて行動し、自助・共助の意識を育めるよう、地震、集中豪雨や竜巻など様々な自然災害を想定した防災訓練を実施するとともに、「越谷市学校防災の日」の保護者引き渡し訓練や地域と連携した避難所開設訓練を行います。

主管課 指導課 関係課 危機管理室

施策 障がいのあるこどもへの支援と指導の充実 1-5-2

1521 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進

- 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、特別支援学級および通級指導教室在籍の児童生徒はもちろん、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しても、各教科や自立活動等の個別の教育支援プランを作成・活用するとともに、自立と社会参加をめざした特別支援教育の推進を図ります。
- 特別支援教育に対する理解と指導力の向上を図るため、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援方法に関する教職員研修の実施や各学校への訪問指導を行います。

主管課 教育センター

1522 特別支援教育のための環境整備

- 特別な支援を必要とする児童生徒の学習環境を整備するため、市内小中学校の特別支援学級および通級指導教室を適切に運営するとともに、多様化する教育的ニーズに対応できるよう計画的な設置を促進します。
- 障がいなどにより特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、支援を行う特別支援教育支援員の効果的な配置と学校からの要望に応じた増員に努め、児童生徒の学校生活の充実を図ります。

主管課 学務課、教育センター

施策 不登校児童生徒への支援 1-5-3

1531 不登校の未然防止対策の推進

- 不登校の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、専任教育相談員、専任訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、学校における学校相談員やスクールカウンセラーによる相談体制を強化するとともに、魅力ある学校づくりの視点を踏まえた積極的な生徒指導と心温まる教育相談の充実を図り、家庭・学校等が連携した総合的な不登校対策を実施します。
- 教室に入りづらい児童の居場所と学びの場を確保するため、校内支援教室「スペシャルサポートルーム」の設置・充実に取り組みます。

主管課 教育センター

1532 不登校児童生徒の教育機会の確保

- 不登校児童生徒の可能性を伸ばし、将来の社会的自立に向けた支援を行うため、教育支援教室「おあしす」や「オンラインおあしす」の活動の充実を図るとともに、オンライン授業配信に取り組みます。また、フリースクールなどの関係機関との連携を推進し、個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に努めます。
- 不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて、登校復帰や自分らしく学び続けることを支援するため、教職員や支援機関と定期的つながることを推進します。

主管課 教育センター

施策 一人ひとりの状況に応じた教育支援 1-5-4

1541 多様な就学機会への支援

- 経済的に困難であっても就学できる機会を提供するため、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、その負担軽減を図るため、学用品費や給食費等の一部を支援します。
- 経済的理由で進学等を断念することなく、教育の機会均等を図るため、高校・大学等に入学を希望する生徒の保護者で入学資金の調達が困難な方に対し、入学準備金の貸付を行います。また、国等の制度の動向を踏まえ、制度内容の見直しを検討します。

主管課 学務課、教育総務課

1542 日本語を母語としない児童生徒への支援

- 日本語を母語としない児童生徒に日本語学習の機会を提供し、学校生活へ円滑に適應できるよう、日本語の指導を行うための日本語指導員の派遣や日本語指導が必要な児童生徒に対する特別な教育課程の編成等による日本語学習の支援を行います。
- 外国での生活や文化に触れた経験を通して身に付けた見方・考え方、感情・情緒、外国語の能力など、外国人の児童生徒が持つ特性を、それぞれの教科等で自らの学習に活かすことができるような教育支援を行います。

主管課 指導課

1543 幼児教育の振興

- 幼稚園等における教育条件の向上を図るため、環境整備に要する経費等の一部や、教職員の研修等の経費について補助を行います。
- 発達段階や学びの連続性・系統性を意識しながら、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続が図られるよう、教職員等が研修や交流を通して情報共有を図るなど、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携を推進します。

主管課 教育総務課、教育センター

【施策の方向 6 質の高い教育環境を整備する 1-6】

教職員の資質や能力の向上を図るため、教職員研修の充実に取り組むとともに、教職員の健康の維持・管理に努めます。

また、教職員の働き方改革の推進や、保護者・地域と連携した地域全体で子どもを見守り育てる学校づくりなどに取り組めます。

さらに、児童生徒が安全・安心で快適に学校生活が送れるよう、学校施設の長寿命化をはじめとした整備・改修に計画的に取り組めます。また、学習で使用する ICT 機器等の整備充実を図るとともに、安定したネットワーク環境の整備に取り組めます。

施策の体系

質の高い教育環境を整備する 1-6

教職員の資質・能力の向上 1-6-1

学校の組織運営の改善 1-6-2

安全・安心で快適な学習環境の整備・充実 1-6-3

施策 教職員の資質・能力の向上 1-6-1

1611 教職員研修の充実

- 教職員の資質・能力の向上をめざすため、教職員の過度な負担とならないよう配慮しながら研修方法の工夫と改善を図り、年次や職務に応じた総合的・体系的な研修の充実に取り組みます。
- 教職員の専門性や指導力を高めるため、学校の実態・ニーズに応じた特色ある研修を実施するとともに、文教大学および埼玉県立大学との連携による各種ジョイント事業や各学校の教育研究など、大学の持つ専門的な教育力を活用します。

主管課 教育センター

1612 人事評価制度の活用

- 人事評価制度を活用し、評価者研修会を通じて教職員の公正な人事管理の促進や資質・能力の向上を図るとともに、教職員が一体となって学校運営や教育活動を活性化させることで、各学校の教育力を高めます。

主管課 学務課

1613 教職員の健康の維持と管理

- 教職員がいきいきと、働きがいを感じながら教育活動を実践できるよう、定期健康診断や健康相談を実施するほか、悩みを抱える教職員を対象とした医師による面接相談、衛生推進者等への研修を実施するなど、教職員の心身の健康の保持増進に努めます。

主管課 学務課

1621 コミュニティ・スクールの推進【再掲】

- 学校・家庭・地域が一体となっでこどもたちを見守り、育成するため、全小中学校のコミュニティ・スクールのさらなる充実を支援し、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを推進します。
- 児童生徒や保護者の信頼が得られるような学校づくりを行うため、学校関係者評価を市内の全小中学校で実施・公表するとともに、学校運営や教育活動の改善に努めます。

主管課 指導課 関係課 学務課

1622 働き方改革の推進

- 教職員の長時間勤務の縮減により、こどもと向き合う時間を確保し、教育の質を維持向上させるため、教職員の時間外在校等時間を把握するとともに、校務DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や生成AIの校務利用、学校への調査等の削減、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置、教員が行う事務の見直し等による業務改善を推進します。

主管課 学務課 関係課 指導課、教育センター

1623 地域と連携・協働した教育の推進

- 教職員以外の人材や地域の教育力を活用するため、学校応援団、退職教職員による「こぼと塾」、学生ボランティアと連携した学習支援を推進します。
- 小学校クラブ活動および中学校部活動に地域の方々をはじめとした外部指導者や部活動指導員の派遣を行い、地域に根ざした教育活動を強化していくほか、休日の部活動地域移行に向け、国や埼玉県の動向を注視しながら、環境整備に取り組みます。

主管課 指導課 関係課 スポーツ振興課、生涯学習課

1631 安全な学校施設の整備と充実

- 児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、老朽化等により早急な対応が必要な箇所から学校施設・設備等の改修を実施するほか、学校施設の長寿命化改修について検討を進めます。また、校舎、屋内運動場の照明の LED 化やバリアフリー化を含めた環境整備について計画的に取り組めます。
- 児童生徒が安全に通学できるよう、通学路に設置した防犯カメラの適切な運用に努めます。

主管課 学校管理課、指導課

1632 快適な学校環境の整備と充実

- 児童生徒が快適に学習できる環境を整えるため、特別教室への空調設備等の設置など、計画的な学校施設の整備に取り組むとともに、学校教育における効果的な教育活動を支援するため、教材・備品等の整備を進めます。
- 校務 DX（デジタルトランスフォーメーション）を促進するため、次世代校務支援システムの導入に取り組めます。

主管課 学校管理課、教育センター

基本目標2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する

めざす姿

あらゆる世代の学びの機会を充実し、だれもが生涯にわたって豊かに生きることができる環境が整備されている

こどもから高齢者まで、それぞれの興味や関心に応じて生涯にわたって学ぶことができるよう、各種学級・講座などの学習機会の充実、図書館サービスの充実、芸術文化活動の推進、文化財の調査・保存・活用などに取り組み、いつでも、どこでも、だれもが主体的・継続的に学習活動を行える環境を目指します。

また、学びの成果を発表できる機会を充実し、その成果を地域社会に活かすことができる環境を整えることにより、市民のさらなる学習意欲の向上や地域参加を図り、一人ひとりが学習活動を通して生きがいを感じ、人生をより豊かにできる社会を目指します。

施策の方向

生涯にわたる学びを進める 2-1

文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する 2-2

【施策の方向 1 生涯にわたる学びを進める 2-1】

市民が主体的に生涯学習活動に取り組むことができるよう、関係団体と連携した推進体制の充実を図るとともに、ライフステージ・ライフスタイルに応じた各種学級・講座の開催や特色ある科学技術体験事業の実施など、学習活動の充実に努めます。

人権教育については、部落差別をはじめ、外国人や性的少数者等に対する偏見・差別、インターネットによる人権侵害など、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ります。

図書館では、計画的に蔵書を整備するとともに、より多くの市民が図書館サービスを利用できるよう、こどもが読書を楽しむ機会の提供や電子書籍等の充実を図ります。また、各図書室の分館化に向けた検討など、図書館機能の強化に取り組みます。

施策の体系

施策の方向 1 生涯にわたる学びを進める 2-1

生涯学習活動の充実と学習成果の活用 2-1-1

社会教育における人権教育の推進 2-1-2

図書館サービスの充実 2-1-3

2111 生涯学習推進体制の充実

- 自ら学んだ知識や経験などを地域社会やまちづくりに活かすことができるよう、生涯学習に携わるリーダーやボランティアをはじめとした循環型生涯学習社会の担い手育成の支援のほか、各種生涯学習に関する情報の発信に努めます。

主管課 生涯学習課

2112 多様な学習機会の充実

- 場所や時間にとらわれず、ライフステージ・ライフスタイルに応じて主体的に学ぶことができるよう、参加しやすい曜日や時間帯等に配慮した各種学級・講座等を開催し、学習機会の充実に努めるとともに、学習成果を地域社会に活かすことができるよう生涯学習によるまちづくりを推進します。
- 生涯学習活動の拠点施設である公民館において、各地区の特色を生かした公民館事業を実施するとともに、市民ニーズを反映させるため、生涯学習審議会や地区公民館運営協力委員会などにおいて協議を行い、内容の充実に努めます。
- 地域社会全体で家庭教育を支援するため、子育て中の保護者を対象とした「子育て講座」や「家庭教育学級」を開催します。

主管課 生涯学習課 関係課 市民活動支援課

2113 科学技術体験センター事業の充実

- 多くの市民が科学技術に興味・関心を持ち、未来を担う創造性豊かな人材を育成することができるよう、高校や大学、企業等と連携し、ライフステージにあわせた魅力ある科学技術体験事業を展開します。また、地域資源を生かした講座を実施するなど、学習機会の充実とともに、学びの成果を生かす機会の充実に努めます。
- 市内小学校と連携し、学校では行うことが難しい科学実験や科学工作の授業を実施するなど、学校利用事業を展開します。

主管課 科学技術体験センター

施策 社会教育における人権教育の推進 2-1-2

2121 人権教育推進事業の充実

- 部落差別をはじめ、性的少数者や外国人の人権、インターネットによる人権侵害など、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、関係機関との連携による講演会や講座を開催します。

主管課 生涯学習課

関係課 指導課、人権・男女共同参画推進課

2122 人権啓発活動の推進

- 人権意識の高揚を図るため、児童生徒が作成した人権標語を活用した啓発物品を広く市民に配布するなど、啓発活動を推進します。
- 人権啓発文「人権それは愛」の広報紙への掲載や、人権啓発冊子の配布など、様々な機会を通して人権教育の普及・啓発を推進します。

主管課 生涯学習課

関係課 指導課、人権・男女共同参画推進課

2131 図書館機能の充実

- 図書館サービスの一層の充実と利用者への利便性の向上を図るため、資料の計画的な収集や歴史的資料の活用、図書館システムの安定した運用に努め、新規機能の追加を検討するほか、システムを活用した抽出データの分析による蔵書構成等の見直しに取り組みます。また、資料検索、予約・リクエストサービス、レファレンスサービスなど利用者のニーズに応じたサービスを提供します。
- 移動図書館による巡回や地区センター・公民館等との連携強化に取り組むとともに、図書館サービスを一体的・効率的に提供するため、北部図書室、南部図書室、中央図書室の分館化に向けて検討します。
- 視覚障がい者等が利用しやすい書籍・電子書籍、多言語資料等を積極的に収集するほか、電子図書館等の非来館サービスを充実させ、だれもが図書館を利用できる環境を整備します。

主管課 図書館

2132 図書館文化活動の推進

- 図書館サービスを通して市民文化の向上を図るため、日本古典文学鑑賞講座や郷土歴史講座等の文学や歴史に関する講座・講演会を開催します。
- 市民の読書活動を推進するとともに、読書会等の読書関係団体への支援を行います。

主管課 図書館

2133 こども読書活動の推進

- すべてのこどもが、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、市民団体・ボランティア等と協力し、こどもに読書の楽しさを伝えることを目的とした親子対象の講座や、学校図書館運営ボランティア等の人材育成を目的とした講座等を開催します。
- すべての学童保育室への移動図書館の巡回や地区センター・公民館等への配本の充実に努めるなど、家庭・地域・学校との連携の強化を図ります。
- 電子書籍の読み放題パックの導入を進め、児童生徒の1人1台タブレット端末を活用した電子図書館の利用促進に取り組むほか、引き続き、学校・学校図書館との連携の強化を図り、児童生徒の図書館の利用促進に取り組みます。

主管課 図書館

2134 野口富士男文庫の運営

- 越谷市に縁のある作家野口富士男の作品や原稿、蔵書等を保管・活用するため、目録を含む一部資料のデジタル化について検討していくとともに、文庫の存在を広く周知し、市民の日本近代文学への関心を高め、市民文化の向上に貢献するため、講演会・特別展の開催、小冊子「野口富士男文庫」の発行などを行います。

主管課 図書館

【施策の方向 2 文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する 2-2】

芸術文化は、市民の心の豊かさをもたらすものであるため、だれもが自主的に文化活動へ参加できる環境づくりが重要です。

このため、越谷市民文化祭の開催や文化総合誌「川のあるまちー越谷文化」の発行など、こどもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず市民だれもが自由に参加できる芸術文化事業を実施するなど、発表および鑑賞の機会を提供し、文化団体および市民の自主的な活動を支援します。

また、能公演や能楽体験事業、郷土芸能体験教室の開催など、伝統文化の鑑賞・体験の機会を提供し、特色ある地域文化の振興と普及に努めます。

さらに、文化財の調査・保存・活用事業に努めながら「市史編さん事業」を見据えるとともに、市が収集・保存する郷土資料の整理を進め、展示や公開等の活用および適切に保存できる環境・施設について検討します。

施策の体系

施策の方向 2 文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する 2-2

芸術文化活動の推進 2-2-1

特色ある伝統文化の振興 2-2-2

文化財の調査・保存・活用 2-2-3

施策 芸術文化活動の推進 2-2-1

2211 活動機会の充実

- 市民の創作意欲の向上と文芸創作活動の普及を図るため、文化総合誌「川のあるまち―越谷文化」を発行し、発表機会の充実に努めます。
- 市民の芸術文化活動を推進するため、「越谷市美術展覧会」や「越谷市民文化祭」などを開催し、創作活動や文化活動の成果発表の場を提供します。

主管課 生涯学習課

2212 芸術文化に接する機会の充実

- 市民文化の向上を図るため、文化施設における優れた舞台公演や作品展示など、身近な場所で芸術文化を鑑賞する機会を提供します。

主管課 生涯学習課

施策 特色ある伝統文化の振興 2-2-2

2221 郷土芸能の継承

- 地域に古くから伝わる郷土芸能を保存し、後世に継承するため、「越谷市郷土芸能祭」や「郷土芸能体験教室」を開催し、発表と体験の場を提供します。
- 郷土芸能を普及させるため、越谷市郷土芸能保存協会の自主的な活動への支援を行うとともに、後継者の育成に努めます。

主管課 生涯学習課

2222 こしがや能楽堂を拠点とした伝統文化の推進

- 伝統文化への理解を深め、特色ある地域文化を育むために、「こしがや薪能」等を開催し、市民が伝統文化を鑑賞する機会や実際に体験する場を提供します。
- 能楽をはじめとする伝統文化の振興や市民文化の向上などの地域コミュニティの拠点施設として、「日本文化伝承の館こしがや能楽堂」の積極的な利用促進に努めます。

主管課 生涯学習課

2231 文化財調査活動の推進

- 地域に残る歴史や文化を後世に継承するよう、市内に所在する文化財を計画的に調査してその詳細を把握します。
- 地域の新たな文化財の掘り起こしや既存の文化財の再評価を行い、将来の「市史編さん事業」を見据えた埋蔵文化財や民俗行事、歴史資料などの調査を実施し、成果を刊行物としてまとめます。

主管課 生涯学習課

2232 文化財の保存と活用の推進

- 市内の文化財をより多くの方々に知ってもらうため、文化財の保存と活用を推進するとともに、文化財への興味・関心が高まるよう、分かりやすく適切な周知活動や文化財ボランティアの育成、「大間野町旧中村家住宅」や「旧東方村中村家住宅」の利活用の促進に努めます。
- 市が収集・保存する歴史資料等の整理を進め、展示や公開等の活用を図るとともに、適切に保存できる環境・施設について検討します。
- 市の所有する様々な知的資産のデジタル化を進め、蓄積・保存するとともに、デジタルアーカイブの内容の充実と利活用の促進に努めます。

主管課 生涯学習課

基本目標3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる

めざす姿

いつでも、どこでも、だれもが生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、自分らしく、いきいきとした、豊かな生活を送る環境が整備されている

スポーツ・レクリエーション活動を通して市民の生きがいづくり、健康の維持・向上、健康寿命の延伸など、市民が健康で明るい生活を送ることができ、多様なライフスタイルにあわせたスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境を目指します。

また、身近な場所でプロスポーツ等を観戦する機会を充実させるとともに、活動団体への支援や指導者等の人材確保などスポーツ・レクリエーション活動を支援する体制の整備を目指します。

施策の方向

健康ライフスタイルづくりを支援する 3-1

スポーツ・レクリエーション活動を支援する 3-2

【施策の方向 1 健康ライフスタイルづくりを支援する 3-1】

市民一人ひとりが年齢や心身の状況にあわせて無理なくスポーツ・レクリエーション活動に参加し、運動習慣を身に付けることは、市民の健康増進や生きがいづくりにつながることから、多様なライフスタイルにあわせたスポーツ・レクリエーション活動環境や活動機会の充実に努めます。

また、市民のスポーツに対する興味や関心を高めるため、プロスポーツ等の観戦機会の充実に取り組みます。

施策の体系

健康ライフスタイルづくりを支援する 3-1

活動機会の充実 3-1-1

スポーツ観戦機会の充実 3-1-2

3111 市民の健康・体力づくりへの支援

- 市民が多様なライフスタイルにあわせて参加できるよう、各種講座・教室等を開催し、市民の健康づくり・体力づくりを支援します。
- 障がいの有無にかかわらずだれもがスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、インクルーシブスポーツの大会やイベントを開催するほか、福祉施設への出前講座を行うなど、障がい者の健康づくりの支援に取り組みます。

【主管課】 スポーツ振興課

【関係課】 健康づくり推進課、地域包括ケア課、障害福祉課

3112 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会・交流づくりの推進

- スポーツ・レクリエーション活動に参加するきっかけや交流づくりを推進するため、市民の多様なニーズおよびライフスタイルに応じた市民主体の様々なイベントの実施や、市民体育祭種目別大会および中央大会（ファミリースポーツデー）の実施などに取り組みます。

【主管課】 スポーツ振興課

施策 スポーツ観戦機会の充実 3-1-2

3121 プロスポーツ等観戦機会の充実

- 市民のスポーツに対する興味や関心を高めるため、プロスポーツ等の観戦機会の充実に取り組みます。

主管課 スポーツ振興課

3122 プロスポーツチームへの支援

- 市民のスポーツに対する興味・関心を高めるとともに、交流人口・関係人口の増加、ひいてはにぎわいの創出に取り組みます。

主管課 スポーツ振興課

【施策の方向 2 スポーツ・レクリエーション活動を支援する 3-2】

市民が生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、活動団体への支援や指導者等の確保・育成に取り組めます。

また、活動拠点となる施設の適切な維持管理と計画的な改修に取り組めます。

施策の体系

スポーツ・レクリエーション活動を支援する 3-2

活動団体への支援と指導者等の確保・育成 3-2-1

スポーツ・レクリエーション施設の維持管理・改修 3-2-2

3211 活動団体への支援

- 市民参画によるスポーツ・レクリエーション活動を推進し、スポーツ協会やレクリエーション協会、スポーツ・レクリエーション推進委員会、スポーツ推進委員連絡協議会などの市内の活動団体と連携し、適切な運営や活動の支援の充実に努めます。

主管課 スポーツ振興課

3212 指導者等の確保・育成

- 市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及と振興を図るため、要請に応じて指導者を派遣するスポーツリーダーバンク制度の充実、ニュースポーツやインクルーシブスポーツの指導者育成など、スポーツ・レクリエーション活動を支える人材の育成や活用に努めます。
- 市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援する体制の充実を図るため、生涯スポーツを推進する担い手として、スポーツボランティアの登録拡大とイベントでの活用促進に取り組みます。

主管課 スポーツ振興課

3221 体育施設の維持管理・改修

- 市民が身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーション活動ができる環境を確保し、体育施設を安心して利用してもらえるよう、市民のニーズに応じた適切な維持管理に努め、サービスの向上を図ります。
- 越谷市公共施設等総合管理計画に基づき、体育施設の耐震化対応や老朽化対策について中長期的な視点で検討します。

主管課 スポーツ振興課

3222 体育施設の利用促進

- 市民が様々なスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市の主催大会の実施、施設の多目的な利用を検討するなど、施設の積極的な活用に努めるとともに、身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動ができるよう各地域の体育館や学校体育施設などの利用促進を図ります。
- 市民が施設をより利用しやすいよう、利用方法の情報提供や「公共施設予約案内システム（まんまるよやく）」の改善を図るなど、利用環境の向上に努めます。

主管課 スポーツ振興課

第2章 市民団体等との連携による教育に関する取り組み

教育基本法第 13 条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」にも規定されているとおり、教育の目的を実現するためには、学校や家庭のみならず、地域社会の果たすべき役割が大切です。本市では、学校・家庭・地域が、それぞれ役割と責任を持つとともに、相互に連携協力して取り組みを行っています。本計画においては、社会教育関係団体をはじめ各種団体等との連携により実施している教育に関する主な取り組みについても掲載します。

事業名	事業内容	団体名
伝統文化学習 関連の取組	すべての中学校に和室を設置するとともに、小学校のクラブ活動には地域の郷土芸能の指導者を、中学校の部活動には茶道・華道・邦楽の各協会より講師を派遣していただき、伝統文化の専門家による指導を行っています。 また、各団体のご協力をいただきながら、伝統文化を学ぶための主な事業として「日本文化伝承の集い」や「こども能楽劇場」を開催しています。	越谷市茶道協会 越谷市華道協会 越谷市邦楽協会 越谷市郷土芸能保存協会 越谷市木遣保存会 大相模後方はやし連中 神明はやし連中 閑越会
越谷市中学生 使節団等姉妹 都市相互交流 事業	本市では、オーストラリアのキャンベルタウン市と姉妹都市提携を結んでおり、毎年、市立中学校の 2 年生 15 名と引率者 2 名で構成する越谷市中 学生使節団を派遣しています。 また、キャンベルタウン市からの青少年使節団 を毎年受け入れ、市立中学校等において、交流を行 っています。	越谷市国際交流協会
休日の部活動 地域移行に向 けた取組	市立中学校における部活動の段階的な地域移行 の方向性について協議するため、越谷市部活動地 域移行推進会議を開催しています。	越谷市スポーツ協会 越谷市レクリエーション協会 越谷市文化連盟
こども 110 番 の家	地域のこどもたちの防犯対策に貢献するため、 「こども 110 番の家」の看板を設置するととも に、連絡委員会を開催し、13 グループの活動報告 や情報交換を行っています。	越谷市 P T A 連合会
越谷市生涯学 習フェスティ バル	生涯を通じて学ぶことの楽しさと大切さを市民 に啓発することを目的として、こどもから高齢者 までのあらゆる世代が、見て・参加して・体験で きるプログラムを用意し、学びのきっかけづくりを 提供しています。	越谷市生涯学習推進 会
こしがや市民 大学	学ぶことの楽しさを知り、心豊かに生活できる よう、市民との協働により多様な学習の機会を提 供しています。	こしがや市民大学企 画運営委員会
文化財活用事 業	郷土の歴史や文化財の普及と啓発を図るため、 NPO 法人との連携による講演会やイベント等を 実施しています。	NPO 法人越谷市郷土研究会 NPO 法人越谷ふるさ とプロジェクト
こしがや文化 芸術祭	芸術文化に身近に接する機会の提供や地域芸術 文化の向上を目的に、教育・福祉・歴史などのテー マを決め、作品展示・舞台発表・講演会を行ってい ます。	越谷市文化連盟

事業名	事業内容	団体名
郷土芸能の後継者育成指導	伝統文化を次世代に継承させていくため、小学校4校のクラブ活動等において、神楽の立ち居振る舞いやお囃子・木遣などの指導を行っています。	越谷市郷土芸能保存協会
越谷市県展記念作品展	芸術文化活動の推進を図るため、埼玉県美術展覧会(県展)に入選等した市民の優れた作品を身近な会場に展示しています。	越谷市県展記念作品展実行委員会
こしがや能楽の会	特色ある地域文化の振興を図るため、伝統文化活動の成果を発表する場および伝統文化の鑑賞機会を提供しています。	こしがや能楽の会実行委員会
越谷市民文化祭	芸術文化活動の推進を図るため、市民と連携し、文化活動の成果発表の場を提供しています。	越谷市民文化祭実行委員会
越谷市美術展覧会	芸術文化活動の推進を図るため、市民の作品を公募し、入選した作品等を展示しています。	越谷市美術展覧会実行委員会
郷土芸能祭	囃子・神楽・木遣などの郷土に伝わる芸能・文化の保存と継承を図るため、発表の場を提供しています。	越谷市郷土芸能祭実行委員会
越谷市郷土芸能体験教室	囃子・神楽・木遣などの郷土に伝わる芸能・文化の保存と継承を図るため、体験学習の場を提供しています。	越谷市郷土芸能保存協会
文化総合誌「川のあるまちー越谷文化」の発行	芸術文化活動の推進を図るため、市民の文芸作品等を広く公募し、入選した作品等を冊子により紹介しています。	川のあるまち編集委員会
二十歳のつどい(成人式)	二十歳に達した青年の新しい門出を祝福し、社会の一員としての役割と責任を自覚する節目として、地域の方々とともに二十歳のつどいを実施しています。	13 地区二十歳のつどい実行委員会
人権教育および啓発の推進	埼玉地区人権教育推進協議会研修会・東部地区人権教育実践報告会などに参加するとともに、人権講演会および研修会を実施しています。	越谷市人権教育推進協議会
東南地区子育てフォーラム	子育て支援と家庭教育の充実を目的に、子育てフォーラムを開催しています。	公益社団法人全埼玉私立幼稚園連合会 埼玉東南地区私立幼稚園協会
ユネスコ活動事業	生涯学習の原点ともいわれる、ユネスコ憲章の精神に基づき、書き損じハガキの回収運動などを通し、世界寺子屋運動を推進しています。また、機関紙「きたみそう」の発行などを行っています。	越谷ユネスコ協会
こども読書活動推進事業	こどもの読書活動を推進するためには、市民団体・ボランティア等との連携・協力関係が必要不可欠となっていますが、わらべうた・昔話などの語り・絵本の読み聞かせなどを内容とする「おはなし会」等の開催や、乳幼児などが喜んで利用する布絵本の作製、さらには、「身近な小さい図書館」といわれる地域家庭文庫の運営などにご協力をいただいています。	越谷市地域家庭文庫連絡会 越谷おはなし勉強会 A・C「森の風」 手づくりの会

事業名	事業内容	団体名
障がい者読書活動支援事業	録音図書や拡大写本の作製、点訳、対面朗読などにより、通常の活字での読書が困難な方の読書活動の支援に貢献していただいています。	こだま文庫 拡大写本グループ 越谷点字サークル 点字はなみずき
市民体育祭 第1部大会	市民体育祭は、市内各層老若男女が広く会し、市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進するとともに、健康で明るく豊かな市民生活の形成と市民文化の発展に寄与することを目的として実施しています。 市民体育祭第1部大会は、越谷市スポーツ協会、越谷市レクリエーション協会の加盟団体による大会を第1部大会として位置づけ、野球、空手、バドミントン、トランポリンなど様々な大会を開催しています。大会は各団体の自主運営により、毎年、多くの市民の方が参加しており、スポーツ・レクリエーション活動機会の充実が図られています。	市民体育祭実行委員会
市民体育祭 第2部大会	市内13地区で開催される地区体育祭を市民体育祭第2部大会として位置づけ、各地区の実行委員会の企画・運営により開催されており、地区住民の親睦と交流が図られています。	市民体育祭実行委員会 13地区体育祭実行委員会
市民体育祭 第3部大会	種目別大会としてソフトボール大会、卓球大会、ビーチボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、駅伝競走大会の5種目と中央大会（ファミリースポーツデー）を地区対抗で開催しています。13地区が地区対抗で競うことで、地区住民の連帯感・一体感が醸成され、地域コミュニティの活性化が図られています。	市民体育祭実行委員会
市内駅伝競走大会	スポーツ協会は、市民生活の向上発展を目的として、市民の体力増進とスポーツ精神の高揚を図り、スポーツへの関心を高められるように、様々な活動をしています。その事業の一つである駅伝競走大会は、一般男子、一般女子、高校、中学、地区対抗の部に分け、市内5区間の駅伝コースで各チームのたすきリレーにより競われています。	越谷市スポーツ協会 市民体育祭実行委員会
元旦マラソン大会	新しい年を迎え、健康で素晴らしい1年のスタートとなることを願い、全国的にも数少ない、走り初めの大会として「元旦マラソン大会」を開催しています。走る距離は、10km、5km、3km、1km、0.5kmで、参加者それぞれの思いで初走りを楽しんでいます。	越谷市スポーツ協会
スポーツ賞授与式	スポーツ賞は、全国大会等で優勝するなど、功績が顕著であった方の栄誉を顕彰するものです。その功績は、本市のスポーツ振興に貢献するものであり、優秀賞、スポーツ奨励賞などのスポーツ賞を選手・団体に贈ります。	越谷市スポーツ協会

事業名	事業内容	団体名
スポーツ・レクリエーション講習会	レクリエーション協会は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及と生活文化を推進し、健康で明るい地域社会の建設に寄与することを目的として活動しています。スポーツ・レクリエーション講習会は、スポーツ・レクリエーションに関する正しい知識の習得と資質の向上を目的として、ボウリングやウォーキングなどの講習会を行っています。	越谷市レクリエーション協会
グラウンド・ゴルフ大会	いつでも、どこでも、だれもが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション「グラウンド・ゴルフ」の普及・振興を図るために開催しています。	越谷市レクリエーション協会
スポーツ・レクリエーションフェスティバル	多くの市民が広くスポーツ・レクリエーションに親しむことができる祭典として開催しています。市内体育施設を会場に、レクリエーション協会の加盟団体が企画・運営し、様々な種目の教室・講習会を楽しく体験できるイベントです。	越谷市レクリエーション協会
健康マラソン祭	だれもができるマラソンを健康・体力づくりのために推奨し、スポーツ・レクリエーションを普及・振興するとともに、市民相互の親睦とふれあいを大切にする場として開催しています。	越谷市レクリエーション協会
ゲートボール大会	高齢者の軽スポーツであるゲートボールを通して会員相互の交流と健康・体力づくりを推進し、明るく豊かな市民性と文化の発展に寄与することを目的に開催しています。	越谷市ゲートボール協会
がやがやウォーク	スポーツ推進委員連絡協議会が企画・運営し、だれもが楽しく参加できるウォーキングを通して、自然に親しみながら健康・体力づくりと家族のふれあいを図ることを目的に開催しています。	越谷市スポーツ推進委員連絡協議会
なわとび大会	市民のだれもが生涯スポーツとして気軽に楽しみ、日常の健康・体力づくりに役立てることを目的として、スポーツ推進委員連絡協議会が企画・運営し、小学生以上を対象に時間とび、親子とびなどの種目を行います。	越谷市スポーツ推進委員連絡協議会
越谷市ふれあいパラスポーツ大会	障がいのある人もない人も、ともに参加して交流できるインクルーシブスポーツ（卓球バレー・ボッチャ）を通して、相互理解と社会参加を促進するために開催しています。	越谷市ふれあいパラスポーツ大会実行委員会
地区スポーツ・レクリエーション推進事業	市内13地区にスポーツ・レクリエーション推進委員会が組織されており、地区住民相互の親睦と交流を図るため、各地区の創意工夫により、地区体育祭をはじめとする「地区スポーツ・レクリエーション推進事業」に取り組んでいます。	13地区スポーツ・レクリエーション推進委員会

第3章 こども・若者の意見反映に関する取り組み

令和5年（2023年）に施行されたこども基本法第3条には、「全てのこども・若者について、その年齢及び発達 の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること」が基本理念として掲げられています。また、第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務づけられています。この趣旨に基づき、本計画の策定にあたり、こども・若者の意見反映の取り組みを以下のとおり実施しましたので掲載します。いただいたご意見等は、本計画に基づき事業を実施するにあたって大切にさせていただき、教育委員会や学校が地域の皆様や関係機関と連携し本市の教育施策の一層の充実を進めてまいります。

1. 小中学生アンケート

生涯学習の基礎となる「学校教育」の分野について、こどもの視点からの学校に関する教育の主役である児童生徒を対象に意見をお聴きし、計画策定の参考としました。

対象	越谷市立小学校の4年生から6年生までの児童 8,756人 越谷市立中学校の1年生から3年生までの生徒 8,386人
期間	令和6年7月16日(火)～令和6年8月5日(月)
質問	Q1 みんなが「魅力ある学校」だと思える「越谷市の学校」にするには、どうすればよいと思いますか？ Q2 Q1で答えた理由を教えてください。 Q3 「越谷市の学校」をよりよくするための意見やアイデアをおしえてください。

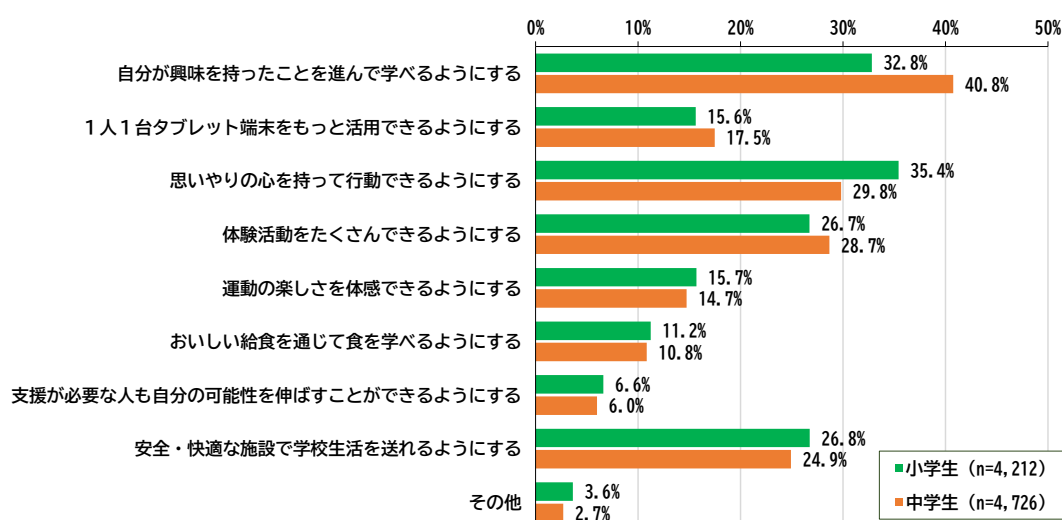
【アンケート結果】

有効回答数	小学生 4,212人（回収率 48.1%） 中学生 4,726人（回収率 56.4%）
-------	--

【Q1 みんなが「魅力ある学校」だと思える「越谷市の学校」にするには、どうすればよいと思いますか？における回答数の多かった上位3項目】

■Q1 上位3項目

小学生	中学生
 思いやりの心を持って行動できるようにする	 自分が興味を持ったことを進んで学べるようにする
 自分が興味を持ったことを進んで学べるようにする	 思いやりの心を持って行動できるようにする
 安全・快適な施設で学校生活を送れるようにする	 体験活動をたくさんできるようにする



Q1の結果から、小学生・中学生ともに「思いやりの心を持って行動できるようにする」と「自分が興味を持ったことを進んで学べるようにする」が上位2位となりました。また、「体験活動をたくさんできるようにする」と「安全・快適な施設で学校生活を送れるようにする」が続いて高い割合となりました。

この結果からは、新型コロナウイルス感染症による行動制限等の後、思いやりの心を持って他者と協働して集団生活を送ることを重視していること、これまで制限されていた体験活動や交流を増やすことを望んでいることなどが推察されます。また、学年があがるにつれて自分の興味に基づく学びが求められており、将来の自己実現に向けて学びに向き合う姿勢の変化があるものと考えられます。さらに、学校施設についても、老朽化や猛暑日への対策を望んでいることもわかりました。

【Q2、Q3 における主なご意見等（自由記述）と施策への反映状況】

施策 の 方向	1 9年間を見通した 越谷教育を推進する	2 確かな学力を育む	3 豊かな心を育む
主なご意見等（要約）	・自分が学びたいことを学べば、楽しく学ぶ事ができると思う。 ・興味深いと思うことを学習しておけば、将来何かの職業に就いたときに活かすことができると思う。 ・自分が興味を持ったことを進んで学べるように、選択制の授業があるのも楽しそう。 ・地域の方や他学年の人達との交流を増やす。 ・小中一貫の枠での交流をしてほしい。	・興味があることを体験する、または探求することで可能性を広げてほしい。 ・自分の興味を持ったことをすすんで学べるようにしたら一人ひとりの学力が上がると思う。 ・タブレットを使って自分の苦手なところやわからないところを減らせると良いと思う。 ・図書室が充実していると、調べ学習が行いやすい、読書の習慣が身につくと思う。	・思いやりの心を持てばみんなが学校に行きやすくなる。 ・体験活動を行うことで、地域のことがよくわかるし、学校では学べないことを学べる。 ・体験活動をすることで、今自分に必要なことや大切な事を知ることができると思う。 ・相談員さんが来る日数が少ないため、相談員を増やすと悩みが少ない学校になると思う。

施策への反映	1112 教科等横断的な特色ある教育課程の推進 ⇒「総合的な学習の時間」を中心とした探究的な学習を推進します。	1211 わくわく感のある授業づくりの推進 ⇒「主体的・対話的で深い学び」の実現を推進します。	1311 道徳教育の振興 ⇒児童生徒の他人を思いやる心や生命を大切にする心、規範意識の育成を推進します。
	1113 コミュニティ・スクールの推進 ⇒地域と連携し、地域ならではの特色ある学校づくりを推進します。	1212 個を生かし伸ばす指導の充実 ⇒児童生徒の発達段階に応じた個々の持つ興味関心を重視した学習意欲の向上につながる授業づくりを新たに検討します。	1312 体験・交流の機会の充実 ⇒他学年・他クラス・他校との交流の機会の創出を検討します。
	1121 小中一貫型小中学校の整備 ⇒地域の特徴に応じた特色ある小中一貫型小中学校の施設整備に取り組みます。	1222 ICTを活用した教育の充実 ⇒タブレット等を有効活用した教育の充実化を図ります。	1321 教育相談体制の充実 ⇒児童生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができるように、多様なニーズに応えられる教育相談体制の充実に取り組みます。
		1225 学校図書館の充実 ⇒学校図書館の機能を充実させ、利用活性化を推進します。	

施策 の 方向	4 健やかな体を育む	5 自立する力を育む	6 質の高い教育環境を整備する
主な ご 意見 等	・運動をしてみんなが元気で健康に過ごせる学校がいいと思う。 ・コロナ禍で体力低下が見られるので、身体を動かす機会を増やして欲しい。 ・給食をもっと想像豊かな給食にする。もっと健康的な給食を増やしてほしい。	・職業を体験できる選択制授業などがあっても面白い。 ・障がいがある人でも、気にすることなく勉強をできるようにしてほしい。 ・特別支援学級の人が、もっと自分らしくいて欲しい。 ・不登校の子が通う教室があると、ワンクッションになると思う。	・話しやすい人が先生だといいと思う。 ・空調の設備、防犯設備の充実。 ・タブレットのためのネットワークや、セキュリティを厳重にしてほしい。 ・今の学校は設備が古く、学習環境に適していない。



施策 へ の 反 映	1411 児童生徒の体力向上 ⇒運動の特性や魅力を体感できる体育授業の展開を推進します。 1421 栄養管理の充実 ⇒栄養バランスのとれた安全で安心な給食の提供を行います。	1511 キャリア教育の推進 ⇒児童生徒自らの持つ興味関心に根差した教育展開を図ることでキャリア教育を推進します。 1521 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進 ⇒特別な支援を必要とする児童生徒への教育支援を推進します。 1522 特別支援教育のための環境整備 ⇒特別な支援を必要とする児童生徒のための教室や特別教育支援員の適切な整備・配置を行います。 1531 不登校児童生徒の教育機会の確保 ⇒教育支援教室の活動充実やICTを活用したオンライン授業配信の実施などを推進します。	1611 教職員研修の充実 ⇒教職員の資質・能力の向上を推進します。 1631 安全な学校施設の整備と充実 ⇒老朽化した学校施設・設備の改修等を推進します。 1632 快適な学校環境の整備と充実 ⇒学校で使用するICT 機器等の整備と安全で快適なネットワーク環境の整備を推進します。
------------------------	--	---	---

2. 若者まちづくり懇談会

「第5次越谷市総合振興計画後期基本計画」および「第4期越谷市教育振興基本計画」の策定にあたって、より多くの市民の皆さんに関わっていただくことやその想いや意見を参考とさせていただくために「若者まちづくり懇談会」を開催しました。当日は、市内在住・在学の中学生20名が集まり、『みらいの越谷』について、カードゲーム形式でグループ別でディスカッションを行いました。

対 象	市内在住・在学の中学生 計20人
開催日	令和6年8月3日（土）
テーマ	「楽しく”まなび”続けられるまち」～すべての市民が、文化、スポーツ、地域活動等の場で学びを得るためには～

【懇談会の結果】

未来の実現に向けて重視したいことでは、「人とのつながり」や「こどもから大人まで学べる機会を増やし、多様性を認め合えるまち」などの学校教育だけでなく、生涯学習に係る意見もみられました。大人たちに期待することや自分たちにできることでは、多世代との交流の場や学習環境の整備などの提案が提示されました。本計画では、懇談会で提示・提案された意見のうち、特に生涯学習に係る内容について、主に「基本目標2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する」および「基本目標3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる」における取り組みへ反映しました。

【未来の実現に向けて重視したいこと】

- ◆知りたい・やりたいことができたらずぐに行動できるまち
 - ◆将来の選択が自由にできるまち
 - ◆自然と触れ合いながら遊べるまち
 - ◆こどもから大人まで学べる機会を増やし、多様性を認め合えるまち
 - ◆地域の文化や歴史を学び続けられるまち
 - ◆様々な施設が充実していること
 - ◆地域の繋がりがああるまち
- など

【大人たちに期待すること・自分たちにできること】

懇談会に参加した生徒の皆様へ伺った「大人たちに期待すること・自分たちにできること」についてのご意見を、各基本目標における施策へ反映しました。

基本目標	基本目標 1 生きる力を育む学校教育を推進する	基本目標 2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する	基本目標 3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる
主なご意見等	・学校と企業が一体となり将来について考える機会をつくってほしい。 ・職業体験など様々なことを学べる機会を増やしてほしい。 ・職業体験や将来の話を聞ける場所を増やしてほしい。 ・学校と地域や自然と人が繋がることのできるイベントを企画してほしい。 ・部活の環境を整備してほしい（学校の体育館や特別教室へのエアコン設置等）。	・学生が主体的に参加できるイベントを開催してほしい。 ・海や山の自然環境について学び、ボランティアできるような機会を増やしてほしい、貢献したい。 ・多世代で楽しめるワークショップイベントを増やしてほしい。 ・小さな場所でもいいので、学ぶ環境がたくさんほしい。 ・新しい形の図書館をつくる（勉強に集中できる、カフェスペースがある、教え合うことができる等）。 ・越谷の歴史や文化を動画や SNS で広めてほしい。	・使いたいときに使える体育館等の施設がほしい。

基本目標	基本目標1 生きる力を育む学校教育を推進する	基本目標2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する	基本目標3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる
施策への反映	1312 体験・交流の機会の充実 ⇒各学校や地域の実態に応じた職業体験や自然等と接する体験活動を推進します。 1511 キャリア教育の推進 ⇒児童生徒自らの持つ興味関心に根差したキャリア教育を推進します。 1512 環境教育の推進 ⇒生物多様性調査の実施や、学校ビオトープを活用した実践活動の充実など、自然とつながる環境教育の推進に取り組みます。 1623 地域と連携・協働した教育の推進 ⇒部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備に取り組みます。 1632 快適な学校環境の整備と充実 ⇒児童生徒が快適な学校生活を送ることができる環境の整備を推進します。	2111 生涯学習推進体制の充実 ⇒自ら学んだ知識や経験などを活用できる生涯学習に携わるボランティア等の育成を推進します。 2112 多様な学習機会の充実 ⇒ライフステージ・ライフスタイルに応じて主体的に学べる講座等の開催、自然環境保全や多世代交流などをテーマとした学習機会の充実に取り組みます。 2131 図書館文化活動の推進 ⇒地域の人々同士の意見交流や学習の場となるような環境づくりを検討します。 2211 活動機会の充実 ⇒創作活動や文化活動と触れ合う場の充実に取り組みます。 2232 文化財の保存と活用の推進 ⇒インターネットやSNS等を活用した、市の歴史や文化財に関する情報発信に取り組みます。	3221 体育施設の利用促進 ⇒スポーツ・レクリエーション活動ができるような市体育施設の適切な管理と利用促進に取り組みます。

第3編 まとめ

第1章 計画の推進

1. 計画の進行管理、点検・評価

本計画に基づき教育行政を推進するにあたっては、P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：点検・評価）、A（Action：改善）によるPDCA マネジメントサイクルのもと、進行管理、点検・評価を実施し、これらの活用を十分に図り、次年度の具体的な事業を検討することが必要です。

したがって、本計画では、基本目標ごとに可能な限り分かりやすい指標を設定します。これらの指標を施策の目的達成に対する目安としながら施策の成果を検証します。また、施策の推進にあたっては、数値目標の達成のみにとらわれることなく、市民満足度として当事者や参加者の意欲向上につながるような視点での点検・評価ということも十分配慮するよう留意します。

こうした点を踏まえた取り組みにより、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たすとともに、計画の進行管理を行ってまいります。

	P (計画)	D (実行)	C (点検・評価)	A (改善)
市	第5次越谷市総合振興計画 基本構想（10か年） 基本計画（5か年） 大綱 6 各部門計画	第5次越谷市総合振興計画 実施計画（3か年） 大綱 6 施政方針 (単年度)	総務事業評価 総合実績報告書	改革・改善
教育委員会	越谷市教育振興基本計画 (5か年) (融合した既存計画) ・越谷市生涯学習推進計画 ・越谷市生涯スポーツ振興計画 ・越谷市子ども読書活動推進計画	教育行政方針 (単年度) 越谷市教育行政重点施策 (単年度で実行する 特に重要な施策)	点検評価報告書	改革・改善

2. 指標一覧

第5次越谷市総合振興計画後期基本計画（素案）の「めざす姿に関連する達成指標」および「施策の方向性」に掲げる指標を掲載します。

各指標では、令和6年度（2024年度）時点の現状値と計画最終年度となる令和12年度（2030年度）における目標値を掲げて、毎年度進捗状況を確認することで、施策の目的達成に対する目安としながら施策の成果を検証します。

基本目標1 生きる力を育む学校教育を推進する

■めざす姿に関連する達成指標

指標名	令和6年度現状値	令和12年度目標値
全国および埼玉県学力・学習状況調査において、平均正答率を上回った教科数	17教科	18教科
〔説明〕全国学力・学習状況調査については全国正答率を、埼玉県学力・学習状況調査については全県平均正答率を全18教科で上回ることを目標とする。 ※18教科…全国：小6国語算数、中3国語数学の4教科 県：小4～6国語算数、中1～3国語数学、中2・3英語の14教科		
学校が楽しいと感じている児童生徒の割合	小学校 89.7% 中学校 87.7%	小学校 95% 中学校 90%
〔説明〕児童生徒を対象としたアンケート調査で、学校に行くのは楽しいと思うと回答した児童生徒の割合について、小学校95%、中学校90%を目標とする		

【施策の方向1 9年間を見通した越谷教育を推進する 1-1】

指標名	令和6年度現状値	令和12年度目標値
授業で学んだことを、生活場面や他の学習に生かしている児童生徒の割合	小学校 92.7% 中学校 87.8%	小学校 95% 中学校 91%
〔説明〕児童生徒を対象としたアンケート調査で、授業で学んだことを、生活場面や他の学習に生かしていると回答した児童生徒の割合について、小学校95%、中学校91%を目標とする。		
小中一貫型小中学校の整備校数	—	累計3学園
〔説明〕小中一貫型小中学校の整備について、累計3学園を目標とする。		

【施策の方向 2 確かな学力を育む 1-2】

指標名	令和 6 年度現状値	令和 12 年度目標値
授業では、「考えてみたい」「やってみたい」と感じ、進んで課題に取り組んでいる児童生徒の割合	小学校 93.5% 中学校 88.5%	小学校 95% 中学校 91%
〔説明〕児童生徒を対象としたアンケート調査で、授業で「考えてみたい」「やってみたい」と感じ、進んで課題に取り組んだと回答した児童生徒の割合について、小学校 95%、中学校 91%を目標とする。		
児童生徒が ICT を活用して学びを深めることを指導できる教員の割合	91.8%	100%
〔説明〕教員を対象としたアンケート調査で、児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるようにコンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導できると回答した教員の割合について、100%を目標とする。		

【施策の方向 3 豊かな心を育む 1-3】

指標名	令和 6 年度現状値	令和 12 年度目標値
自分には、よいところがあると感じている児童生徒の割合	小学校 89.3% 中学校 86.4%	小学校 95% 中学校 90%
〔説明〕児童生徒を対象としたアンケート調査で、自分にはよいところがあると思うと回答した児童生徒の割合について、小学校 95%、中学校 90%を目標とする。		
人権教育研修会等の実施回数	年間 9 回	年間 9 回
〔説明〕教職員の指導力向上を目的とした各種研修の実施回数について、年間 9 回を維持することを目標とする。		

【施策の方向 4 健やかな体を育む 1-4】

指標名	令和 6 年度現状値	令和 12 年度目標値
体力テストの 5 段階絶対評価で上位 3 段階の児童生徒の割合	小学校 80.2% 中学校 80.6%	小学校 86% 中学校 89%
〔説明〕各学校で実施している体力テストの各種目の記録を得点化し、その合計を 5 段階絶対評価した上位 3 段階（A～C）に入る割合について、小学校 86%、中学校 89%を目標とする。		
栄養教諭等による食に関する指導を実施したクラスの割合	98.6%	100%
〔説明〕栄養教諭等による食に関する指導（「給食時間の指導」または「チーム・ティーチング（共同授業）」）を実施したクラスの割合について、100%を目標とする。		

【施策の方向 5 自立する力を育む 1-5】

指標名	令和 6 年度現状値	令和 12 年度目標値
特別支援学級設置率	95.5%	100%
〔説明〕市内小中学校の特別支援学級の設置割合について、100%を目標とする。		
不登校児童生徒が校内外の機関等で相談・指導を受けた割合（つながり率）	66.3%	85%
〔説明〕教育センターや養護教諭、スクールカウンセラーなどによる専門的な相談・指導を受けた公立小・中学校の不登校児童生徒の割合について、85%を目標とする。		

【施策の方向 6 質の高い教育環境を整備する 1-6】

指標名	令和 6 年度現状値	令和 12 年度目標値
教職員の研修に対する満足度	96.9%	100%
〔説明〕教職員を対象としたアンケート調査で、研修の内容が分かりやすかったと回答した教職員の割合について、100%を目標とする。		

基本目標２ 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する

■めざす姿に関連する達成指標

指標名	令和 6 年度現状値	令和 12 年度目標値
市が主催する各種学級・講座の参加者数	年間 26,844 人	年間 28,000 人
〔説明〕市が主催する各種学級・講座の参加者について、年間 28,000 人を目標とする。		
市が主催する芸術文化活動等における出品者数・参加者数・来場者数	年間 15,549 人	年間 16,000 人
〔説明〕文化総合誌「川のあるまちー越谷文化」、越谷市美術展覧会、越谷市民文化祭など市主催 9 事業における出品者、参加者および来場者について、年間 16,000 人を目標とする。		

【施策の方向 1 生涯にわたる学びを進める 2-1】

指標名	令和 6 年度現状値	令和 12 年度目標値
生涯学習関係団体と連携した事業数	年間 89 事業	年間 95 事業
〔説明〕生涯学習関係団体と連携した事業について、年間 95 事業を目標とする。		
蔵書回転率	203.7%	260%
〔説明〕図書館等の蔵書の回転率について、260%を目標とする。 ※蔵書回転率…貸出冊数÷蔵書冊数×100		
科学講座における新規事業の割合	25.5%	30%
〔説明〕科学講座における新規事業の割合について、30%を目標とする。		

【施策の方向 2 文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する 2-2】

指標名	令和 6 年度現状値	令和 12 年度目標値
こしがや能楽堂における主催事業の来場者数	年間 2,448 人	年間 2,500 人
〔説明〕こしがや能楽堂にて実施する主催事業の来場者について、年間 2,500 人を目標とする。		
市が主催する芸術文化活動等における広報回数	年間 63 回	年間 65 回
〔説明〕文化総合誌「川のあるまちー越谷文化」、越谷市美術展覧会、越谷市民文化祭など、市が主催する芸術文化活動等の主な事業（9 事業）における広報回数について、年間 65 回を目標とする。		
文化財を活用する事業への参加者数	年間 12,851 人	年間 15,000 人
〔説明〕文化財を知ってもらうために実施する事業への参加者数について、年間 15,000 人を目標とする。		

基本目標 3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる

■めざす姿に関連する達成指標

指標名	令和 6 年度現状値	令和 12 年度目標値
スポーツ・レクリエーション活動を週 1 回以上行う成人市民の割合	43.9%	50%
〔説明〕 市政世論調査における「スポーツ・レクリエーション活動の実施状況」という項目で、「週に 1 回以上」活動を行ったと回答した割合について、50%を目標とする。		
主要体育施設の利用者満足度	97.1%	100%
〔説明〕 総合体育館、越谷市民球場、しらこばと運動公園競技場の利用者アンケートの総合評価（満足以上の平均割合）について、100%を目標とする。		

【施策の方向 1 健康ライフスタイルづくりを支援する 3-1】

指標名	令和 6 年度現状値	令和 12 年度目標値
スポーツ教室等の参加者数	年間 8,577 人	年間 13,000 人
〔説明〕 各種スポーツ教室等の参加者数について、年間 13,000 人を目標とする。		

【施策の方向 2 スポーツ・レクリエーション活動を支援する 3-2】

指標名	令和 6 年度現状値	令和 12 年度目標値
スポーツリーダーバンク登録者数	累計 121 人	累計 150 人
〔説明〕 スポーツ・レクリエーション活動の指導者であり、各種スポーツ大会の担い手となる人材の登録者について、累計 150 人を目標とする。		
体育館の利用者数	年間 541,195 人	年間 557,500 人
〔説明〕 市内における体育館の利用者について、年間 557,500 人を目標とする。		

資料編

第4期越谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(令和6年3月27日市長決裁)

(設置)

第1条 第4期越谷市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、第4期越谷市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、教育委員会や審議会等に提示する計画案等を作成する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長をもって充て、副委員長は、学校教育部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、策定委員会を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 計画の策定に関する調査・研究、素案及び最終案の検討等を行わせるため、第4期越谷市教育振興基本計画策定検討部会を設置する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名			
危機管理監	行財政部長	地域共生部長	環境経済部長
市長公室長	市民協働部長	子ども家庭部長	教育総務部長
総合政策部長	福祉部長	保健医療部長	学校教育部長

第4期越谷市教育振興基本計画策定検討部会設置要綱

(令和6年3月27日市長決裁)

(設置)

第1条 第4期越谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第7条の規定に基づき、第4期越谷市教育振興基本計画策定検討部会(以下「策定検討部会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 策定検討部会は、第4期越谷市教育振興基本計画(以下「計画」という。)の策定に関する調査・研究、素案及び最終案の検討等に関する事項を所管する。

(組織)

第3条 検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、教育総務課長をもって充て、副部会長は、学校管理課長をもって充てる。

3 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 部会長、副部会長及び部会員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、検討部会を総括し、会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

職 名			
危機管理室長	地域包括ケア課長	健康づくり推進課長	図書館長
行政デジタル推進課長	子ども施策推進課長	環境政策課長	学校管理課長
人権・男女共同参画推進課長	子ども福祉課長	教育総務課長	学務課長
政策課長	こども家庭センター長	生涯学習課長	指導課長
公共施設マネジメント推進課長	保育入所課長	公民館長の代表者	給食課長
市民活動支援課長	保育施設課長	科学技術体験センター所長	教育センター所長
障害福祉課長	青少年課長	スポーツ振興課長	

第4期越谷市教育振興基本計画策定委員会名簿

(令和7年4月1日から)

No.	所属職名	氏名	備考
1	危機管理監	湊谷 達也	
2	市長公室長	高橋 明雄	
3	総合政策部長	岩永 伸	
4	行財政部長	野口 裕子	
5	市民協働部長	藤城 浩幸	
6	福祉部長	小田 大作	
7	地域共生部長	山元 雄二	
8	子ども家庭部長	富岡 章	
9	保健医療部長	野口 広輝	
10	環境経済部長	田中 祐行	
11	教育総務部長	小泉 隆行	委員長
12	学校教育部長	磯山 貴則	副委員長

第4期越谷市教育振興基本計画策定検討部会名簿

(令和7年4月1日から)

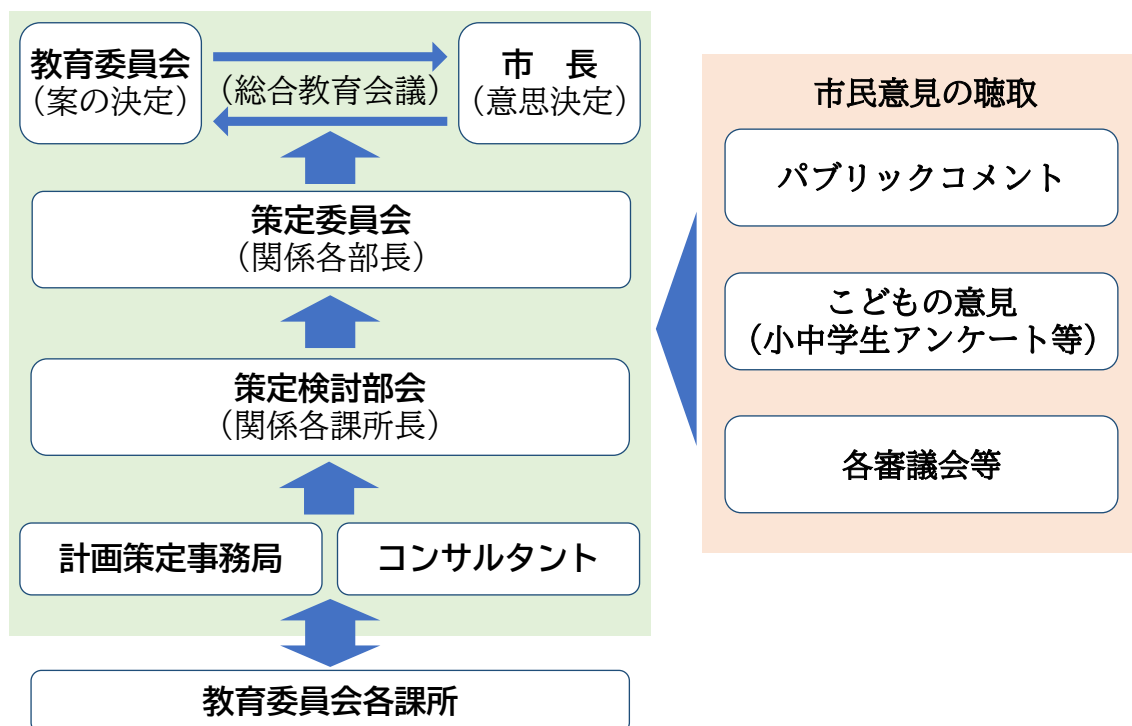
No.	所属職名	氏名	備考
1	危機管理室長	渡邊 智行	
2	行政デジタル推進課長	櫻田 尚之	
3	人権・男女共同参画推進課長	小林 道之	
4	政策課長	野口 毅	
5	公共施設マネジメント推進課長	長澤 和則	
6	市民活動支援課長	石原 孝宏	
7	障害福祉課長	山崎 健晴	
8	地域包括ケア課長	西岡 宏城	
9	子ども施策推進課長	関 泰輔	
10	子ども福祉課長	金子 豊	
11	保育入所課長	秋山 和之	
12	保育施設課長	小田 哲郎	
13	青少年課長	福岡 敏哉	
14	こども家庭センター長	角屋 亮	
15	健康づくり推進課長	宮城 美由紀	
16	環境政策課長	豊田 裕二	
17	教育総務課長	會田 修	部会長
18	生涯学習課長	川澄 大治	
19	公民館長の代表者	中村 清彦	出羽公民館
20	科学技術体験センター所長	小抜 麻衣子	
21	スポーツ振興課長	坂巻 孝二	
22	図書館長	濱田 尊則	
23	学校管理課長	斉藤 邦貴	副部会長
24	学務課長	菊池 邦隆	
25	指導課長	千嶋 淳一	
26	給食課長	小澤 正和	
27	教育センター所長	田嶋 栄蔵	

第4期越谷市教育振興基本計画策定事務局名簿

(令和7年4月1日から)

No.	所属職名	氏名	備考
1	教育総務課長	會田 修	事務局長
2	教育総務課調整幹	鈴木 理香	事務局次長
3	教育総務課主幹	山岸 千里	
4	教育総務課主幹	樋口 正和	
5	教育総務課主任	齋藤 誉明	
6	教育総務課主事	江崎 武史	
7	生涯学習課副課長	北郷 裕司	
8	生涯学習課科学技術体験センター主幹	阿部 健太郎	
9	スポーツ振興課副課長	椎谷 将広	
10	図書館副館長	中野 孝	
11	学校管理課調整幹	杉田 直也	
12	学務課主幹	梅田 智美	
13	指導課調整幹	二瓶 剛	
14	給食課副課長	塚本 忠輔	
15	教育センター調整幹	浜崎 重靖	

策定体制等



(1) 市長

本計画は、教育基本法の規定により、策定主体は地方公共団体と示されていることから、教育委員会で決定した計画最終案について意思決定する。

(2) 教育委員会

策定基本方針(案)、素案および最終案について審議・決定する。

(3) 策定委員会の設置

本市の教育の振興に関する施策の方向性等について総合調整を図り、教育委員会や審議会等に提示する計画案等を決定する。

(4) 検討部会の設置

計画策定に関する調査・研究、素案および最終案の検討等を行う。

(5) 計画策定事務局の設置

計画策定に関する進行管理、コンサルタントとの連絡調整等を担当する。

(6) 教育委員会各課所

調書作成やヒアリング等に応じる。各課所長は、各課所の原案作成等において、課所内会議を開催するなど、職員の計画への意見・提案を吸い上げ、これを各課所所管の原案に反映させる。

策定経過

時期	事項	内容
令和6年 1月	定例教育委員会会議 (R6.1.25)	・「第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)」について協議
2月	令和5年度第2回総合教育会議(R6.2.2)	・市長が定める「教育に関する大綱」の位置づけについて協議し、引き続き、教育振興基本計画をもって大綱とすることを決定 ・「第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)」について協議
3月	政策会議(R6.3.26)	・「第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)」について協議
	市長決裁(R6.3.27)	・「第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針」の決定
6月	第1回計画策定委員会 ・第1回計画策定検討部会合同会議 (R6.6.21)	・小中学生アンケートの実施内容について協議
	定例教育委員会会議 (R6.6.27)	・小中学生アンケートの実施内容について報告
7月	小中学生アンケートの実施(R6.7.16～R6.8.5)	・対象者：越谷市立小学校4～6年生 越谷市立中学校1～3年生
8月	若者まちづくり懇談会の実施(R6.8.3)	・対象者：中学生 ・テーマ：「楽しく学び続けられるまち」
	定例教育委員会会議 (R6.8.22)	・小中学生アンケートの回収結果について報告
令和7年 1月	定例教育委員会会議 (R7.1.23)	・小中学生アンケート結果について報告
2月	令和6年度第2回総合教育会議(R7.2.6)	・小中学生アンケート結果について報告
	第2回計画策定検討部会(R7.2.21)	・小中学生アンケート結果について報告 ・「第4期越谷市教育振興基本計画骨子(案)」について協議

3月	第2回計画策定委員会 (R7.3.13)	・小中学生アンケート結果について報告 ・「第4期越谷市教育振興基本計画骨子 (案)」について協議
4月	定例教育委員会会議 (R7.4.24)	・「第4期越谷市教育振興基本計画骨子 (案)」について協議・決定
7月	教育委員会所管の各審 議会等からの意見聴取 (7~8月)	・「第4期越谷市教育振興基本計画骨子」 に関する意見を聴取
	第3回計画策定検討部 会 (R7.7.30)	・「第4期越谷市教育振興基本計画素案 (案)」について協議
8月	第3回計画策定委員会 (R7.8.28)	・「第4期越谷市教育振興基本計画素案 (案)」について協議
9月	定例教育委員会会議 (R7.9.26)	・「第4期越谷市教育振興基本計画(素 案)」について協議
10月	令和7年度第1回総合 教育会議 (R7.10.16)	・「第4期越谷市教育振興基本計画(素 案)」について協議
	政策会議 (R7.10.17)	・「第4期越谷市教育振興基本計画(素 案)」について協議

用語説明

行	用語	説明	ページ
あ	暑さ指数 (WBGT)	熱中症の予防を目的として 1954 年にアメリカで提案された指標です。 Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)の略称で、3 種類の測定値(黒球温度、湿球温度および乾球温度)をもとに算出されます。	14
	アナフィラキシー	重篤で生命に危険を及ぼす全身性のアレルギー反応で、皮膚粘膜、呼吸器、循環器など様々な臓器で様々な症状を起こします。特に、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合を、アナフィラキシーショックと呼びます。	66
	インクルーシブ教育システム	障がい者が精神的・身体的な能力等を最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みです。障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。	69
	インクルーシブスポーツ	障がいの有無や年齢、性別、文化的背景などに関わらず、だれもが平等に参加できるスポーツのことをいいます。	41、42、90、93、98
か	学習指導要領 (新学習指導要領)	それぞれの教科や教育活動を、どの学年でどのように指導するか、という基本的な事項を国が示したものです。なお、2020 年度以降“新学習指導要領”として改訂され、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現することでこどもたちが「生きる力」を育み、予測困難な時代を主体的に生き抜く力を養うことを目指しています。	11、26、36、55

行	用語	説明	ページ
か	学術ネットワーク (SINET)	日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所 (National Institute of Informatics) が構築、運用している情報通信ネットワークです。	35
	学校応援団	学校の様々な活動にボランティアとして協力する保護者や地域住民の活動組織のことです。	76
	学校関係者評価	学校教育法第 42 条等を根拠とする保護者など学校関係者による評価制度のことです。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされています。	55、76
	学校図書館運営ボランティア	学校図書館の運営をサポートする、保護者や地域住民のボランティアです。	60、83
	学校ビオトープ	学校の敷地内に設けた、在来生物がりのままの姿で生息する空間のことです。環境教育の教材として活用されています。	34、70、105
	カリキュラム・マネジメント	各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、各学校が教育課程（カリキュラム）の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、各学校において教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。	26、54、55、59

行	用語	説明	ページ
か	キャリア・パスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動およびホームルーム活動を中心に各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりして自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐものです。	70
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や、態度を育てることを通して、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育です。	47、69、70、102、105
	教育支援教室	様々な理由により、学校を長期で欠席している児童生徒に対し、本人の状態に応じた学習や相談を行うことで、学校復帰や将来における社会的自立に必要な適応力を習得するための支援を行う教室です。本市では、教育支援教室「おあしす」が市内に4教室あります。	33、34、72、102
	教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）	学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援員です。具体的な職務内容としては、学習プリント等の印刷・配付準備、採点業務の補助、来客対応・電話対応、学校行事等の準備補助、各種データの入力・集計等、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事します。	35、36、76
	教科等横断的な学習	文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決に生かしていくための学習です。	15、25
	経済協力開発機構（OECD）	世界の経済成長、開発途上国支援、自由かつ多角的な貿易の拡大などを目的として、主に民主主義の国々が加盟し、経済・社会分野の調査、分析、政策提言を行う国際機関です。	16、20、21

行	用語	説明	ページ
か	語学指導助手 (ALT)	日本人外国語担当教職員の助手として 児童生徒に外国語の指導にあたる方の ことです。	27、57、 60
	国民生活基礎調 査	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生 活の基礎的事項について、厚生労働省の 所掌事務に関する政策の企画および立 案に必要な基礎資料を得るとともに、各 種調査の調査客体を抽出するための親 標本を設定することを目的とした調査 です。	12
	越谷市教育研究 委員会	市内小中学校の教職員から選ばれた研 究員が、市全体の教育力を高めるため に、学校教育に関する基礎的な研究や実 践的な研究を行います。	55
	越谷市公共施設 等総合管理計画	本市では、小中学校や体育施設などを はじめとした公共施設の老朽化が課題と なっており、今後の公共施設の管理につ いて長期的視点から総合的に対応策を 検討するために策定した計画です。計画 期間は平成 27 年度（2015 年度）か ら令和 12 年度（2030 年度）です。	3、23、 94
	こしがや市民大 学	学ぶことの楽しさを知り、心豊かに生 活できるよう、市民との協働により多様 な学習の機会を提供する事業です。	37、95
さ	コミュニティ・ スクール	学校と保護者、地域住民等が力をあ わせて学校の運営に取り組み、「地域と ともにある学校」として一体となって 特色ある学校づくりを進めていくため の仕組みであり、本市では、学校運営 協議会を設置し、活動しています。	25、26、 46、47、 55、76、 101
	時間外在校等時 間	校内外を問わず教員が実際に学校教育 活動に関する業務を行っている在校等 時間から、正規の勤務時間である 7 時 間 45 分を差し引いた時間を指します。	20、35、 36、76

行	用語	説明	ページ
さ	持続可能な開発のための教育（ESD）	現代社会の問題を自らの問題として主体的にとらえ、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。	14、15
	持続可能な開発目標（SDGs）	平成 27（2015）年度に国際連合総会で採択された、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として、令和 12（2030）年までに達成すべき 17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成された国際目標です。	4、14
	持続可能な社会	資源の循環を図りながら、生態系だけでなく環境・経済・人間社会の三要素が世代を超えてバランスの取れた社会のことです。	2、14、15、16、34、70
	生涯学習フェスティバル	こどもから高齢者までのあらゆる世代を対象に、見て・参加して・体験できるプログラムを用意し、学びのきっかけづくりを提供するイベントです。	37、95
	小中一貫教育	「学力の向上」、「自己肯定感の高揚」および「学校生活充実感の高揚」を目的として、義務教育 9 年間を見通した小学校と中学校の学びの連続性・一貫性を重視した教育活動です。また、本計画で指す小中一貫型小中学校は、小学校 6 年間、中学校 3 年間の枠組みを維持しながら、小中学校の学区が一致し、児童生徒を 9 年間系統的に指導する学校です。	25、26、46、54、55、57、58
	情報活用能力	情報や情報手段を主体的に選択して活用し、情報技術の基本的な操作、プログラミング的思考や情報モラルなどを含む資質・能力です。	27、59

行	用語	説明	ページ
さ	人生 100 年時代	多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代のことです。海外の研究によれば、平成 19 年（2007 年）に日本で生まれたこどもが、107 歳まで生きる確率は 50%と予測されています。	6
	スクールカウンセラー	小中学校に配置され、学校生活などに悩みや不安を持つ児童生徒や保護者に対し、カウンセリングや助言などを行い心のケアをする専門職のことです。	29、30、33、72、110
	スクールソーシャルワーカー	児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、家庭訪問をしたり、医療機関や児童相談所などの関係機関と連携をとったりするなど、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のことです。	29、30、63、72
	スクールロイヤー	児童生徒間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題に対して学校から相談があった場合に、対応について法律に基づいた助言や指導を行う弁護士のことです。	29、30、63
	スポーツ推進委員	スポーツ基本法で規定されている公的な社会体育指導者です。教育委員会が委嘱し、スポーツ振興のため、スポーツに関する指導・助言を行います。	93、98
	スポーツボランティア	市または教育委員会が主催・後援する、スポーツ・レクリエーションイベントの運営の手伝いを行うボランティアです。	43、44、93
	スポーツリーダーバンク	市民スポーツ活動の促進を図るため、スポーツ活動指導者を登録し、地域、各種団体、スポーツクラブ等の派遣要請に対し、指導者を派遣する制度です。	43、44、93、112
	総合的な学習の時間	各学校が、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う授業です。	55、101

行	用語	説明	ページ
さ	相対的貧困	一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者を指します。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。	12、13
た	確かな学力	知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものです。	7、8、27、46、53、57、58、101、109
	超スマート社会（Society5.0）	第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において、日本がめざすべき未来社会の姿として提唱されたもので、AI・IoTやロボティクスなどの革新的な技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のことです。国では、狩猟社会・農耕社会・工業社会・情報社会に続く、第5の社会を意味する「Society5.0」の実現を目指しています。	11
	通級指導教室	通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室です。なお、各教科の学習は通常の学級で行います。	33、34、71
	特別支援教育	障がいのある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育のことです。	33、34、47、69、71、102
な	日本語指導員	日本語の指導を必要とする外国人の児童生徒などが、学校生活や学習活動に支障をきたさないように、各学校に指導員を配置し日本語の指導を行っています。	33、34、73

行	用語	説明	ページ
は	発達支援訪問指導	通常の学級に在籍する、発達障がい等の疑いがある児童生徒の理解と支援方法について、事例研修を行ったり、専門家によるアドバイスを受けたりすることで、校内支援体制の充実と各教員の指導力向上を図る事業です。	33
	プログラミング教育	こどもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成することです。	11
	ボッチャ	年齢、性別、障がいの有無を問わず、すべての人が一緒に競い合えるスポーツです。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青の各 6 球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかにジャックボールに近づけるかを競います。なお、障がいにより自力での投球が困難、または不可能な選手でも、補助用具等を使うことで参加可能です。	41、98
ま	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財のことで、貝塚・集落跡などの遺跡や、土器・石器・木製品などの遺物がこれにあたります。	40、87
	モルック	フィンランドのカレリア地方の伝統的なゲームを元に関発された、年齢、性別、障がいの有無を問わず、すべての人が一緒に競い合えるスポーツです。モルックという木の棒を投げて、1～12 の番号が書かれた木のピン（スキttl）を倒し、ちょうど 50 点の先取を競います。	41
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている食事の準備や掃除や洗濯といった家事や、きょうだいや家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。	19、20

行	用語	説明	ページ
ら	ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030）	経済協力開発機構（OECD）が 2019 年に発表した、2030 年の社会を生きるこどもたちに必要な資質・能力（コンピテンシー）と、それを育むための教育の方向性を示す国際的な枠組みです。	16
	レファレンスサービス	図書館が、利用者の調査・研究のために支援や回答を行うサービスのことです。	82
C	CBT	コンピュータを使った試験方式のことです。一般的にはテストセンターと呼ばれる試験会場にて受験します。 なお、CBT は、Computer Based Testing の略語です。	28、58
D	DX（デジタルトランスフォーメーション）	2004（平成 16）年にスウェーデンの大学教授であるエリック・ストルターマンにより提唱された概念です。 また、経済産業省による「デジタルガバナンス・コード 3.0 ～DX 経営による企業価値向上に向けて～（2024 年 9 月 19 日改訂）」では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義されています。	36、76、77
I	ICT（情報通信技術）	情報や通信に関する技術の総称を指します。なお、ICT は、Information and Communication Technology の略語です。	11、27、28、34、46、57、59、74、101、102、109
P	PDCA マネジメントサイクル	計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法です。	107
	PFI（Private-Finance-Initiative）事業	公共施設の維持管理や運営等を、民間事業者の経営能力や技術的能力を活用して行う手法です。行政が直接実施するよりも、効率的かつ効果的な公共サービスの提供が期待できます。	25

市の憲章と各種宣言

越谷市民憲章

(昭和 53 年 11 月 3 日制定)

わたしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限らない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 1 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。
- 1 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
- 1 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。

越谷市子ども憲章

(平成 10 年 11 月 3 日制定)

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

自立 わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。

責任 わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。

健康 わたしたちは、生命を大切に、明るく、たくましく生きていきます。

感謝 わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちをもちつづけます。

環境 わたしたちは、自然や文化を大切に、環境にやさしくします。

越谷市福祉憲章

(平成 11 年 9 月 15 日制定)

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

ともに生きよう かけがえのない あなたのいのち 明日に向けて みんなでつくろう
やさしいまちを

ともにつなげよう あなたのちから わたしの経験 知恵をだしあい みんなで築こう
住みよいまちを

ともにかけあおう ほほえみと 思いやり 手をとりあって みんなで育てよう ふ
れあいのまちを

ともに高めよう すこやかな こころと体 明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとの
まちを

安全都市宣言

(昭和 37 年 3 月制定)

最近における産業、経済、文化の発展と交通量は極度に増加し、交通事故が頻発して大きな社会問題となっている。また火災の発生も文化生活の向上、暖房用火器用具の発展普及に併行して増加の傾向にある。よって全市民とともに安全都市造成の理想を達成するため「安全都市」とすることを宣言する。(抜粋)

スポーツ・レクリエーション都市宣言

(昭和 49 年 9 月 26 日制定)

水と緑と太陽に恵まれた私たちのまち越谷市も、急激な開発と人口増加により、美しい自然と生活様式に大きな変化がもたらされました。

私たちは、いつも美しい自然にあふれ、健康で明るく人間性豊かなまち越谷市でありたいと思います。

私たちは、ひとりひとりが生涯をとおしてスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくるとともに、さらに市民の交流を深め、連帯感に支えられた明るく豊かな住みよいまちを築くことを誓い、次の目標をかかげて越谷市を「スポーツ・レクリエーション都市」とすることをここに宣言します。

- すべての市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみましょう。
- すべての市民が力を合わせてスポーツ・レクリエーションのできる場をつくりましょう。
- すべての市民がスポーツ・レクリエーションに進んで参加しましょう。
- すべての市民が身近にスポーツ・レクリエーションのできる仲間をつくりましょう。

文化都市宣言

(昭和 58 年 11 月 3 日制定)

清らかな川の流れと豊かな緑、青い空。

昔から水郷こしがやとして親しまれてきた

わたしたちの郷土は、先人達が遺（のこ）してくれた
かけがえのないふるさとである。

わたしたちは、

先人から受け継いだ恵みを守り、はぐくみ、

さらに、人間愛に満ちた

ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまちを創（つく）って

次の世代に引き継いでいこう。

みんなで心と力を合わせて、

わがまち越谷 と だれもが誇れるまちづくりをすすめ、

生涯を心豊かに過ごせるような市民生活を築いていこう。

市制 25 周年にあたり、

越谷市を「文化都市」とすることを宣言する。

越谷市平和都市宣言

(平成 20 年 11 月 3 日制定)

わが町は、古くから「水郷越ヶ谷」として親しまれてきた水と緑と太陽に恵まれた美しい街であります。

そして、このかけがえのない自然と明るく平和なくらしは、越谷市民すべての願いであります。

わが国は、先の大戦による戦禍にみまわれ、世界で唯一の被爆国として、尊い命や貴重な財産を失ってきました。この戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えていかなければなりません。

わたしたちは、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、美しい自然環境を新しい世代に引き継ぐため、人類共通の願いである世界の恒久平和実現を希求し、市制施行 50 周年を期して、ここに平和都市宣言をいたします。

第4期越谷市教育振興基本計画(素案)

発 行：令和〇年〇月

編集・発行：越谷市・越谷市教育委員会

住 所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電 話：048-964-2111（代表）